

令和2年7月19日
立石地区センター別館

葛飾区児童相談所・一時保護所設置に係る住民説明会

次第

1 開 会

2 ご挨拶

葛飾区子育て支援部長 横山 雄司

3 「葛飾区児童相談所基本計画（素案）について」ご説明

葛飾区子育て支援部児童相談所設置準備担当課長 忠 宏彰

4 質疑応答

5 閉 会

葛飾区児童相談所

基本計画

(素案)

令和2年__月

葛飾区

目次

第1章	策定の目的	1
第2章	葛飾区児童相談所基本構想	2
第3章	運営方針	
1	組織と職員構成	4
2	児童相談所の職員数	9
3	一時保護所の定員	11
4	一時保護所の職員数	13
5	組織体制	14
6	開所時間	16
7	通告窓口	17
8	相談援助の流れ	18
9	夜間休日対応	20
10	会議・研修	22
11	児童相談所設置市事務	23
12	(仮称) 児童相談所システムの基本的な考え方	25
13	業務委託	26
第4章	施設整備の基本的な考え方	
1	総論	28
2	児童相談所	28
3	一時保護所	28
4	周辺住民への配慮	29
5	環境への配慮	29
6	災害対策	29
第5章	施設整備方針	
1	建設予定地	30
2	整備する機能と要件	32
3	必要諸室とゾーニングのイメージ	34
4	施設規模の算定	42
5	法令条件	43
6	敷地の利用条件	46

第6章	災害時のための平常時の備え	
1	備蓄の考え方	49
2	業務継続計画の作成	50
3	研修・訓練	50
第7章	財政規模	
1	財源対策	51
2	葛飾区財政規模（概算）	52
第8章	開設までのスケジュール	53

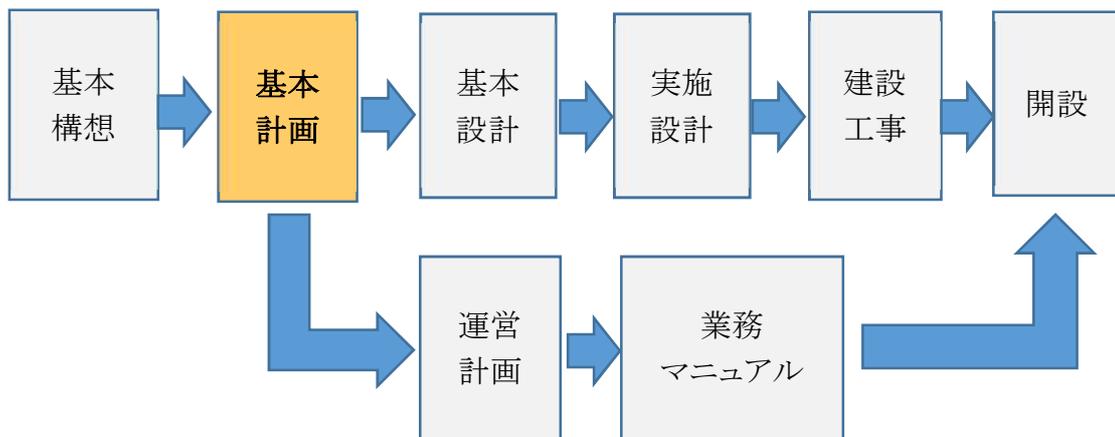
第1章 策定の目的

葛飾区児童相談所基本計画（以下「基本計画」という。）は、今後の本区における児童福祉行政のうち、とりわけ虐待対策についての基本方針を示した葛飾区児童相談所基本構想（令和2年3月策定）の実現に向けて、施設整備の基本的な考え方や施設整備方針、組織体制など、設計の前提となる基本的な要件をまとめつつ、建設規模や諸室構成、機能等、設計の与条件を示すものです。

また、児童相談所・一時保護所の運営を行うにあたっては、業務手順や他機関との連携の考え方などをまとめた（仮称）葛飾区児童相談所・一時保護所運営計画や（仮称）葛飾区子ども総合センター運営計画を作成します。

さらに、児童相談所設置市事務の手順や人員体制などをまとめた（仮称）葛飾区児童相談所設置市事務運営計画などを作成し、開設後確実に業務を行えるよう引き続き準備を進めます。

今後の流れ



葛飾区児童相談所基本構想につきましては、葛飾区公式サイトに掲載しています。公式サイトで「児童相談所 基本構想」とご検索ください。

めざすのは
「子どもとその家庭が
安全で安心して
自立した生活ができる
かつしか」の実現

葛飾区児童相談所設置の基本理念

子どもの最善の利益の確保



児童相談体制の強化に向けた方向性

区民に寄り添う支援を担う子ども総合センターと、法的介入など専門的な支援を担う児童相談所・一時保護所が両輪となって、子どもの最善の利益を確保する体制を構築します。

現在

子ども総合センター



令和5年度

子ども総合センター 【機能強化】

児童相談所（一時保護所） 【新規設置】

本区が目指す児童相談体制 5つの目標

- (1) 子どもの最善の利益を確保することを第一に考えます
- (2) 子ども総合センターと児童相談所の緊密な連携を図ります
- (3) 子どもや家庭に対する自立支援の充実を図ります
- (4) 虐待予防に対する支援の充実を図ります
- (5) 地域の見守り力の育成を図ります

葛飾区児童相談所・一時保護所設置の意義

- (1) ライフステージに合わせた切れ目のない支援を提供します
区内の子育て支援に関するサービスや場所、人など地域資源を個々の家庭に合わせてこれまで以上に効果的に活用することができます。
- (2) 住み慣れた身近な地域で相談や手続きができます
東京都から本区に児童相談所の管轄が移ると、区民にとって物理的にも心理的にも距離が近くなることから、非行相談や里親などに関する手続きなどが行いやすくなります。

第3章 運営方針

1 組織と職員構成

児童相談所及び一時保護所を設置するに当たり、組織と職員構成の標準が以下のように児童福祉法及び児童相談所運営指針に示されています。

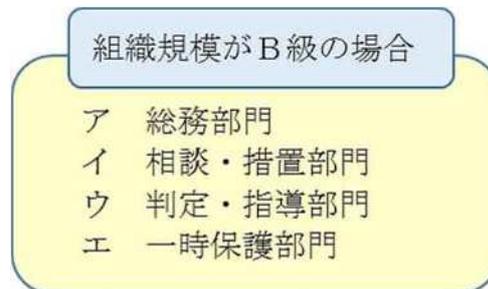
(1) 組織の規模

A級	人口150万人以上の地方公共団体の中央児童相談所
B級	その他の児童相談所

※本区の場合、B級が該当（令和2年1月1日葛飾区人口46.4万人）

(2) 組織構成

①総務部門、②相談・判定・指導・措置部門、③一時保護部門の3部門を持つことを標準とし、組織が大きくなってしまふ等の理由により、②相談・判定・指導・措置部門を細分化する必要がある場合は、業務の流れ及び職種等を考慮して区分することとし、標準的には次のような組織になります。



しかし、この組織体制によることができない場合は、地区別構成や相談種類別構成等により対応することも考えられます。

また、組織構成を設定するには、児童相談所の規模、管轄区域の人口、面積その他各地方公共団体の実情を考慮するとともに、相談があった子ども、保護者等に対して、チームによる相談援助活動及び中心になって関わる担当者が確保できる体制をとることとされています。

(3) 職員構成

ア 児童相談所

本区においては、児童相談所運営指針や東京都の運営体制を参考に、よりきめ細やかな体制がとれるよう職員の配置を行います。現時点で想定する役割は次のとおりです。

(ア) 部長

- ・児童相談所、一時保護所、子ども総合センターの統轄

(イ) 所長

- ・法に定められている権限の行使
- ・児童福祉法第 32 条等により都道府県知事等から委任された権限の行使
- ・各部門の業務の統轄
- ・児童相談所を代表しての対外活動

(ウ) 副所長

- ・相談・措置部門の業務全般の総括
- ・所長の補佐

(エ) 弁護士

- ・児童福祉法第 28 条の措置、親権喪失又は停止の審判や児童福祉法第 33 条第 5 項の引き続いての一時保護の承認の申し立て等の手続きの補助や、当該措置等に反対している保護者に説明を行うなど、法的知識を要する業務を行うこと
- ・児童福祉司等に対する法的見地からの指導・助言

(オ) 児童福祉司

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- ・必要な調査、社会診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法・家族ソーシャルワーク等）を行うこと

(カ) 指導教育担当児童福祉司（スーパーバイザー）

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること
- ・必要な調査、社会診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・子ども、保護者等の関係調整（家族療法・家族ソーシャルワーク等）を行うこと

- ・児童福祉司等に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

(キ) 児童心理司

- ・子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者に対して心理診断を行うこと
- ・子ども、保護者に心理療法（家族療法含む）、カウンセリング、助言指導等を行うこと
- ・関係者に心理療法、カウンセリング、助言指導等のコンサルテーションを行うこと

(ク) 児童心理司スーパーバイザー

- ・子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって、子どもや保護者に対して心理診断を行うこと
- ・子ども、保護者、関係者に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと
- ・児童心理司及び心理療法担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

(ケ) 保健師

- ・公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- ・子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- ・虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援と緊急時のリスクアセスメントに対する医学的見地からの助言
- ・保健センター、子ども未来プラザ、児童館や医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

(コ) 医師

- ・診察、医学的見地等による子どもの診断（虐待が子どもの心身に及ぼした影響に関する医学的判断）
- ・子ども、保護者等に対する医学的見地からの指示、指導
- ・児童心理司、心理療法担当職員等が行う心理療法等への必要な指導
- ・医学的治療
- ・医療機関や保健機関との情報交換や連絡調整

(サ) 児童相談員・安全確認対応協力員

- ・子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

- ・電話相談業務
- ・児童福祉司と協力し、調査、社会診断を行うこと
- ・児童福祉司等と協力して、夜間休日における児童家庭相談（特に児童虐待相談）への対応を行うこと

(シ) 家庭復帰支援員

- ・施設等に入所している子どもの家庭状況の継続的な調査
- ・家庭環境改善に向けた支援業務
- ・施設等に入所している子どもに対する家庭復帰支援
- ・子どもの家庭復帰後の支援

(ス) 里親養育支援児童福祉司・里親養育支援員

- ・里親に関する普及啓発
- ・里親に対して、その相談に応じるとともに、必要な情報の提供、助言、研修の開催、その他必要な援助

(セ) その他必要とする職員

- ・指導教育担当児童福祉司の業務量算定の結果若しくは確保の状況によっては、相談援助技術の習得支援をはじめ、自己肯定感の低下や共感疲労に対する支援を行い、指導教育担当児童福祉司の補佐を担う支援者支援コーディネーター等の配置を検討します。

イ 一時保護所

本区においては、一時保護ガイドラインや児童養護施設について定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を参考によりきめ細やかな体制がとれるよう職員の配置を行います。現時点で想定する役割は次のとおりです。

(ア) 所長

- ・一時保護部門の業務全般の総括
- ・一時保護部門の職員に対する指導及び教育（スーパービジョン）を行うこと
- ・観察会議の主宰

(イ) 児童指導員・保育士

- ・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動観察、行動診断、緊急時の対応等、一時保護業務全般に関すること
- ・児童福祉司や児童心理司等と連携して子どもや保護者等への指導を行うこと

- ・一時保護している子どもに対する個別指導

(ウ) 看護師

- ・一時保護している子どもの健康管理
- ・医師の診察等に係る補助的業務

(エ) 医師

- ・一時保護している子どもの健康状態の確認や診察
- ・一時保護している子どもの健康管理に関する一時保護所職員の対応への指導・助言

(オ) 心理療法担当職員

- ・心的外傷のある子どもに対する心理治療
- ・一時保護している子どもに対して個々の状況に応じた生活指導、行動観察、行動診断を行うこと

(カ) 学習指導協力員

- ・保護している子どもの個々の学力に応じた学習指導や子どもの原籍校との調整

2 児童相談所の職員数

児童相談所に配置する職員数は、職種によって法令等により最低基準が定められています。なお、次の算定や算出内容は現時点のものであり、今後の法改正や相談件数の推移等により変更する場合があります。

(1) 児童福祉司

ア 児童福祉法等による算定

各児童相談所の管轄区域内の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における事務の実施状況、その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準とします。

①人口3万人に1人以上

葛飾区人口 46.4 万人 ÷ 3 万人 = 15.49 人 → 16 人

②人口1人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均より多い場合の上乗せ分

平成 30 年度 葛飾区の児童虐待相談対応件数（子ども総合センターと児童相談所の総数）：776 件

{児童虐待対応件数 - (人口 × 0.001)} ÷ 40

= {776 件 - (46.4 万人 × 0.001)} ÷ 40 = 7.8 → 8 人

よって、① + ② = 16 人 + 8 人 = 24 人

イ 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策による算出

児童福祉司は虐待相談以外の相談ケースも担当しているため、1人当たりの虐待相談約50ケース相当の業務量となっている	非行等の相談： 約10ケース相当	40 ケース 相当	非行等の相談	児童福祉司1人当たりの業務量を虐待相談以外の相談も含め、虐待相談約40ケース相当の業務量となるよう見直し
	虐待相談： 約40ケース相当		虐待相談	

※「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）骨子より抜粋

平成 30 年 7 月に閣議決定された児童虐待防止対策の強化に向けたいい緊急総合対策において、児童福祉司 1 人当たりの業務量が虐待相談以外の相談も含め、約 40 ケース相当の業務量となるように見直されました。

平成 30 年度の足立児童相談所における葛飾区分の相談件数 ÷

児童福祉司一人当たりの業務量 = 児童福祉司の最低人員配置数

994 件 ÷ 40 件 = 24.85 人 → 25 人

ウ 児童福祉司の人数の想定

前記アの算定及びイの算出により児童福祉司の人数は、24人で検討します。

(2) 指導教育担当児童福祉司

児童福祉法等による算定：

児童福祉司5人につき1人（1に満たない端数は四捨五入）

児童福祉司24人÷6人=4人

(3) 児童心理司

児童相談所運営指針による算定：児童福祉司2人につき1人以上配置

児童福祉司24人÷2人=12人

(4) 児童心理司スーパーバイザー

配置基準は特に示されていないが、指導教育担当児童福祉司と同等の基準で配置を行います。

(5) 医師（令和4年4月1日施行）

児童相談所当たりに1人以上配置

(6) 保健師（令和4年4月1日施行）

児童相談所当たりに1人以上配置

(7) 弁護士（令和4年4月1日施行）

弁護士による助言又は指導を受けられるよう弁護士の常時配置又はこれに準ずる配置を行います。

3 一時保護所の定員

(1) 葛飾区の一時保護人数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時保護所入所	114	84	88	87	96
一時保護委託	17	23	22	31	17
合計	131	107	110	118	113

(2) 一時保護所定員の算出

ア 1日の平均保護児童数の想定

葛飾区の保護人数（過去5年のうちの最大値）×都の平均保護日数
（平成30年度 40.8日）÷365日

131人×40.8日÷365日=14.6人→15人

イ 一時保護所定員の想定

緊急保護だけでなく、行動上の問題や精神的問題を抱える子どものアセスメント保護や短期入所指導がしっかりとできる受け入れ体制とする必要があります。

東京都の一時保護所では、現在年間を通して高い平均入所率で推移しており、一番高い時期では120%を超えるなど定員数の不足が問題となっています。また、入所枠に空きがあっても、女子を保護するにも関わらず、男子居室しか空いていなかったり、同室で対応することが難しい非行で保護した子どもと虐待で保護した子どもへの対応など、定員に空きがあっても対応できない状況が発生しています。

さらには、一時保護所の定員について、子ども家庭福祉分野を専門としている和田一郎氏の著書「児童相談所一時保護所の子どもと支援」によると、「非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである」※とされています。

以上のことから本区においては、定員は1日の平均保護児童数の2倍程度が妥当と考えます。

よって、15人×2倍=30人とします。

※和田一郎「児童相談所一時保護所の子どもと支援」、明石書店、2016

ウ 一時保護所の定員構成

過去5年間の年齢や男女別の一時保護実績から、次のとおりとします。

幼児	学齢男子	学齢女子	合計
6人	12人	12人	30人

参考：他自治体の定員構成（各区計画より）

江戸川区：幼児7人、学齢男子14人、学齢女子14人 合計35人

荒川区：幼児2人、学齢男子4人、学齢女子4人 合計10人

世田谷区※：幼児6人、学齢男子12人、学齢女子8人 合計26人

※整備地の状況から、整備可能と見込まれる定員の上限までの整備量を確保する。

4 一時保護所の職員数

(1) 配置基準

一時保護所は、児童養護施設について定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定が準用され、児童指導員及び保育士の総数と看護師の数は次のとおり定められています。

	2歳未満の 幼児	2歳以上 3歳未満の幼児	3歳以上の 幼児	小学生以上の 児童
児童指導員及び 保育士の総数	1.6人に1人 以上	2人に1人 以上	4人に1人 以上	5.5人に1人 以上
看護師	乳児1.6人に1人以上（乳児入所の場合必要）			

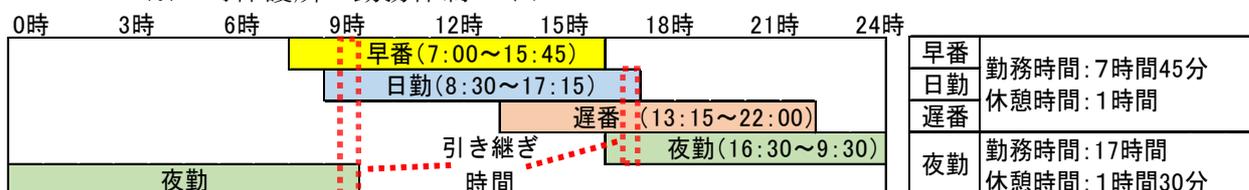
(2) 職員数の検討

ア 児童指導員及び保育士

職員数を検討するに当たり、次のことを勘案します。

- (ア) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定を満たすこと
- (イ) 勤務体制を4交代（早番、日勤、遅番、夜勤）とすること
- (ウ) 夜勤職員を定員構成ごとに各1名ずつ、毎日計3名確保すること
- (エ) 研修や会議、夏季休暇、祝日の振替などの時間を確保すること
- (オ) 夜勤明けに週休日を設定するなど、勤務する職員にとって無理のない勤務体系とすること

※一時保護所の勤務体制のイメージ



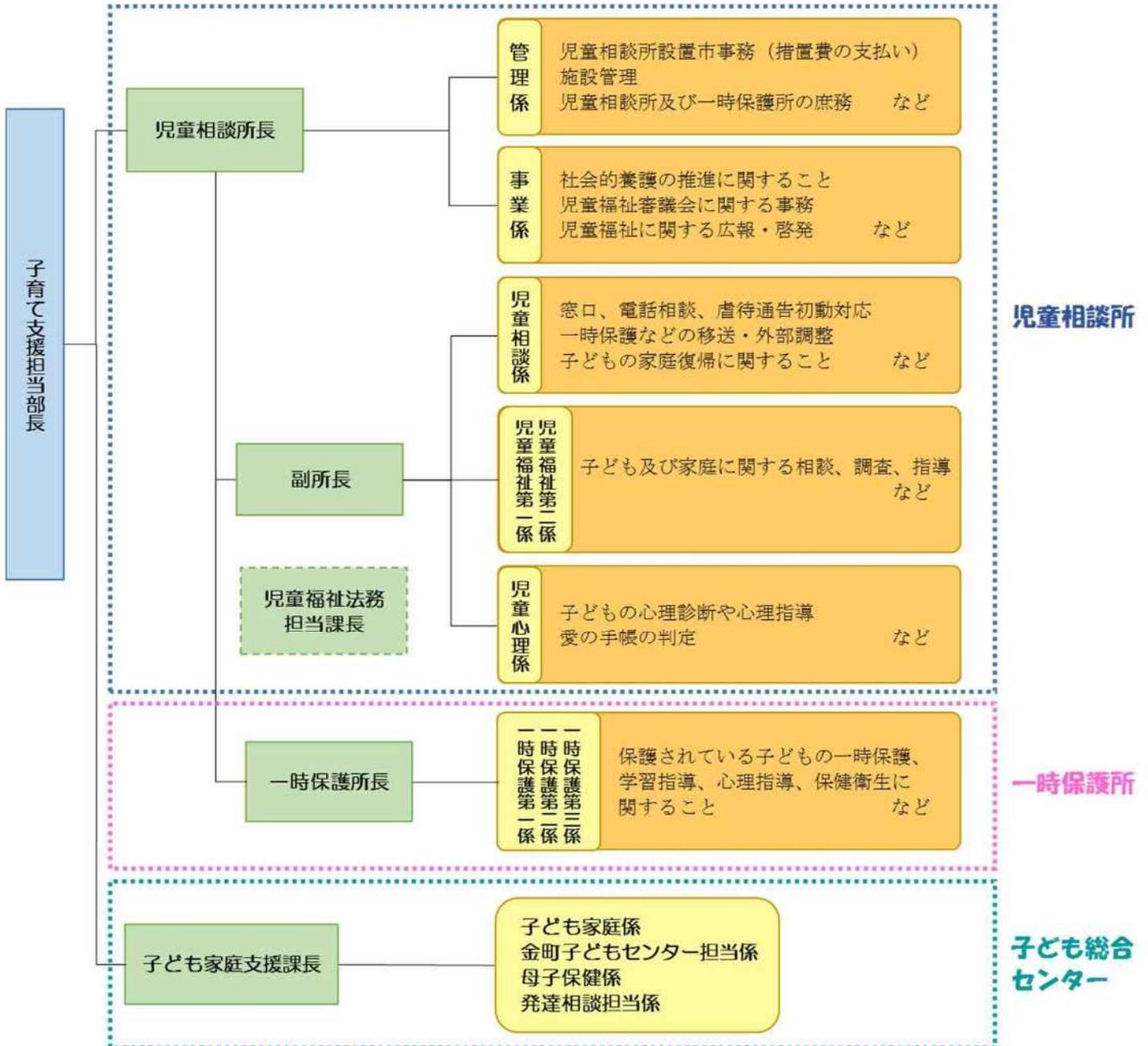
これらの条件を満たすには、児童指導員及び保育士が幼児担当に12人、学齢男子及び学齢女子それぞれに13人必要となります。このほか、個別対応が必要な子どもに学習指導や生活指導等を行う個別対応職員を4人配置します。

イ 看護師

一時保護所に入所している子どもの健康管理やアレルギー食への対応、流行性の疾病への緊急対応等一時保護所の日々の生活の中で医学的知識が求められる場面は多く想定されます。このような状況に対応できるよう日中は看護師を2人配置し、夜間は緊急対応が必要になった場合、早急に対応できるよう医療機関と連携が取れる体制を確立します。

5 組織体制

(1) 組織図



※職名や組織名は、いずれも仮称です。

(2) 職員の配置

ア 児童相談所

職種	職員数	備考	合計
部長	1人		66人
所長	1人		
弁護士	1人	児童福祉法務担当	
児童福祉司	24人	指導教育担当児童福祉司4人（副所長含む）及び里親養育支援児童福祉司含む	
児童心理司	12人	指導教育担当児童心理司3人含む	
保健師	1人		
事務	15人		
小児科医	1人		
児童精神科医	1人		
精神科医	1人		
安全確認対応職員	2人		
児童相談員	4人		
家庭復帰支援員	1人		
里親養育支援員	1人		

※指導教育担当児童福祉司の業務量算定の結果及び確保の状況によっては、支援者支援コーディネーターの配置を検討します。

イ 一時保護所

職種	職員数	備考	合計
所長	1人		53人
児童指導員・保育士	42人	個別対応職員含む	
看護師	2人		
医師	1人		
心理療法担当職員	3人		
学習指導協力員	4人		

※現時点の想定数であり、今後の法改正や相談件数の推移、準備状況などにより変更になる場合があります。

※子ども家庭支援課への職員配置も十分に考慮しつつ、児童相談所及び一時保護所に配置する児童福祉司、児童心理司、児童指導員・保育士の開所当初における経験者（派遣研修含む）配置割合は、65%程度を想定しています。開設までに経験者の割合を増やせるように努めます。

6 開所時間

(1) 児童相談所

虐待通告に対して「いつでも」「すぐに」「確実に」対応することや区民の多様化するライフスタイルに対応するため、休日も含め、毎日開所します。

開所時間 午前8時30分から午後5時15分まで

開所日 通年開所

(2) 一時保護所

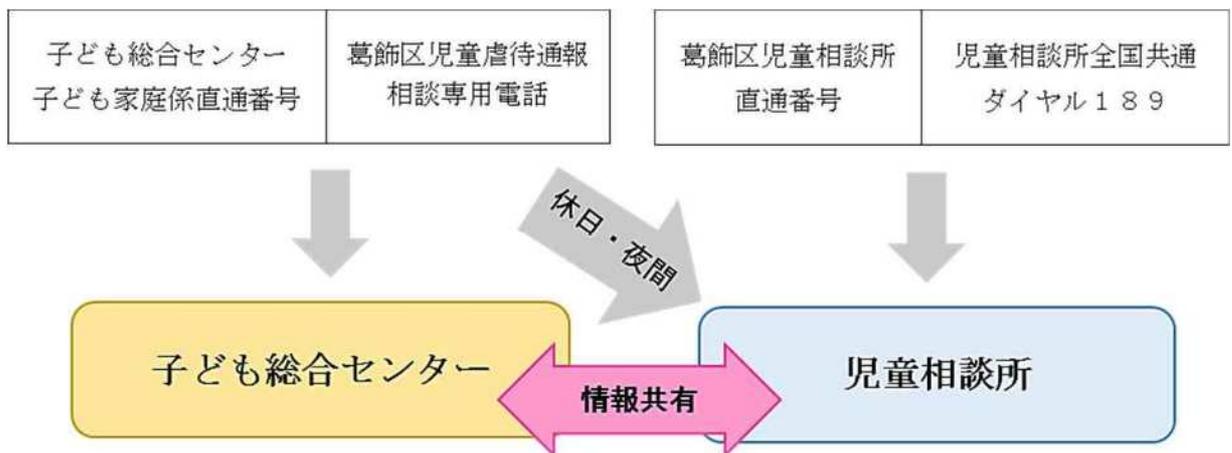
開所時間 24時間

開所日 通年開所

7 通告窓口

現在の一義的窓口は子ども総合センターが担い、専門性や緊急性の高い虐待通告等の対応窓口は児童相談所が担う役割分担は、本区が児童相談所を設置した後も継続します。これにより、児童相談所の実施主体が、本区になった後も、区民や関係機関に混乱が生じないようにします。

また、現在子ども総合センターに設置している葛飾区児童虐待通報相談専用電話について、当面は継続します。さらに、休日・夜間に子ども総合センターに電話があった場合は、児童相談所や警察に連絡するようご案内する自動アナウンスなどでの対応を検討します。



区民や関係機関がどちらに相談すればいいのか判断がつかない案件も想定されることから、子ども総合センターと児童相談所間で日頃から緊密な情報共有に努めます。これにより、どちらの窓口にも相談しても適切な機関につながり、子育てに不安を抱える家庭が支援の隙間に落ちることがないように、切れ目のない連携体制の構築をめざします。

8 相談援助の流れ

(1) 基本的な考え方

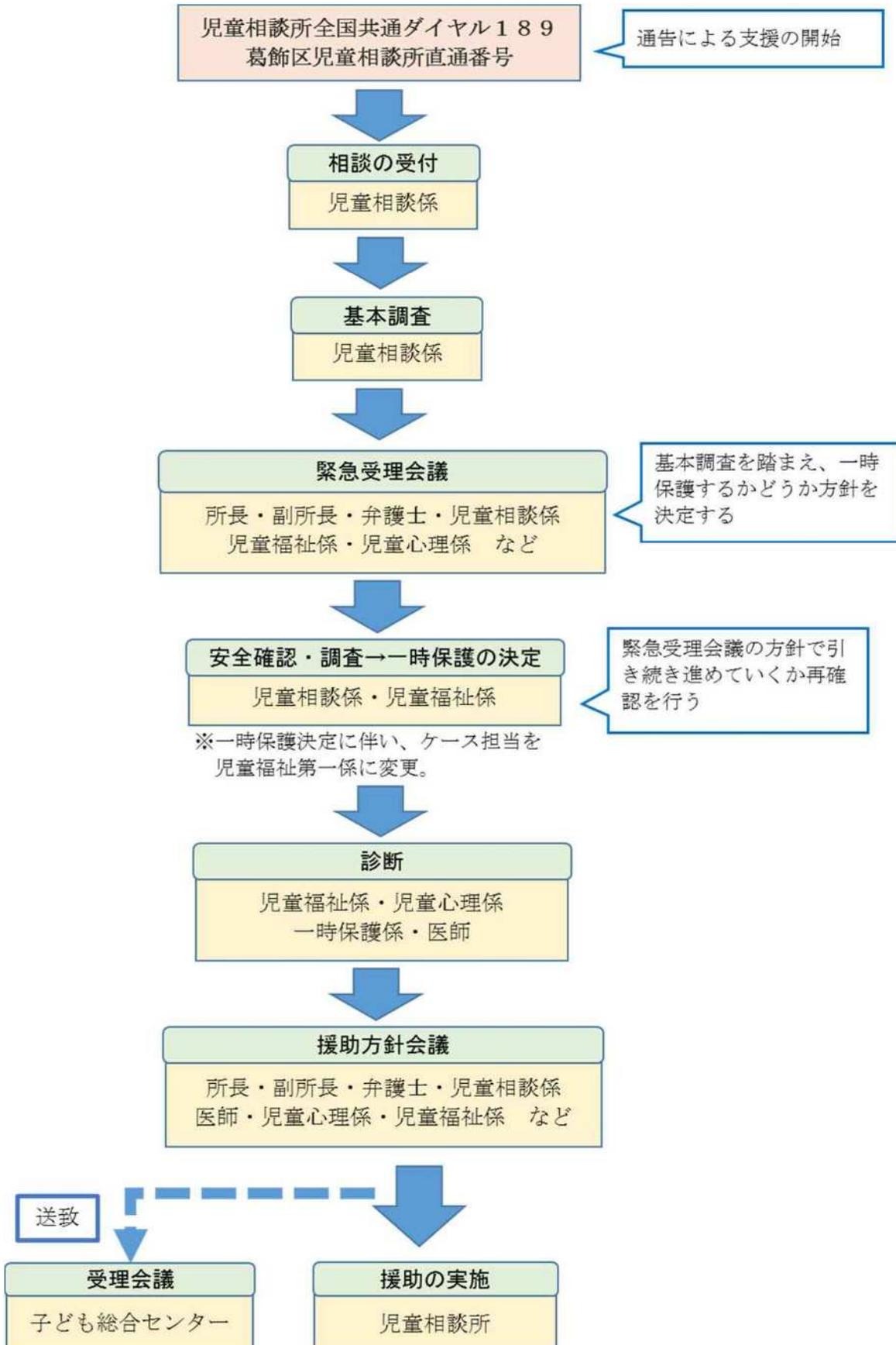
児童相談所の相談援助は、寄せられた相談・通告により支援が開始されます。受け付けた相談・通告は、児童相談所において原則一次対応を行います。受理会議において対応方針が決まるまで責任をもって対応することで、子育てに不安を抱える家庭が支援の狭間に落ちないようにします。

安全確認は、迅速な対応を確保する観点から速やかに（48時間以内）に行うことが望ましいとされています。そこで、現場で確認した子どもの状況を児童相談所ですぐに確認できるようモバイル端末の導入等を検討します。

診断は複数の職種によって行われます。各職員が（仮称）児童相談所システムに情報を集約することで情報の共有を図るとともに、援助方針会議の際の会議資料として活用できるようにします。

ケースによっては、その時々状況により最善の支援や介入の内容が変わるため、円滑に主担当となる機関の切り替えが行えるよう、子ども総合センターと児童相談所で日頃から情報共有を行います。送致を行う際は、双方で事前に十分協議を行うとともに、送致後の支援の連携・協働について十分調整を行う等、ケースの内容を丁寧に引き継ぐことに留意します。

(2) 相談援助の流れ（例：一時保護を行う虐待相談の場合）



9 夜間休日対応

(1) 夜間休日の定義

基本計画において、夜間・休日の定義は次のとおりとします。

夜間：午後5時15分から翌日の午前8時30分まで

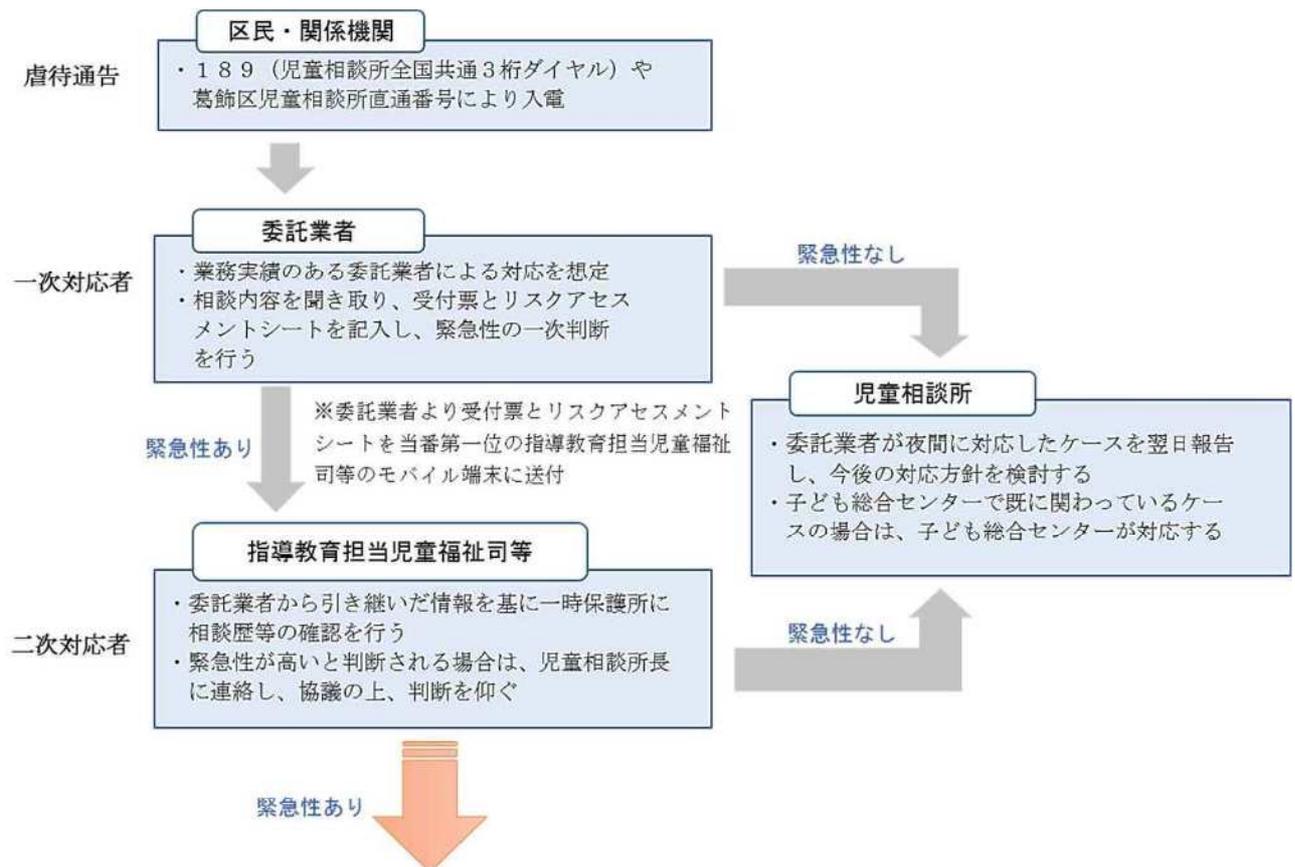
休日：土曜日、日曜日、年末年始（12月29日から1月3日まで）、
国民の休日、祝日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 夜間対応

ア 夜間の電話通告（例）

夜間の電話通告による一次対応は業務委託にて行います。しかし、緊急対応が必要な場合も想定されることから、指導教育担当児童福祉司及び児童心理司スーパーバイザー（以下「指導教育担当児童福祉司等」という）に速やかに連絡が取れる体制を構築します。

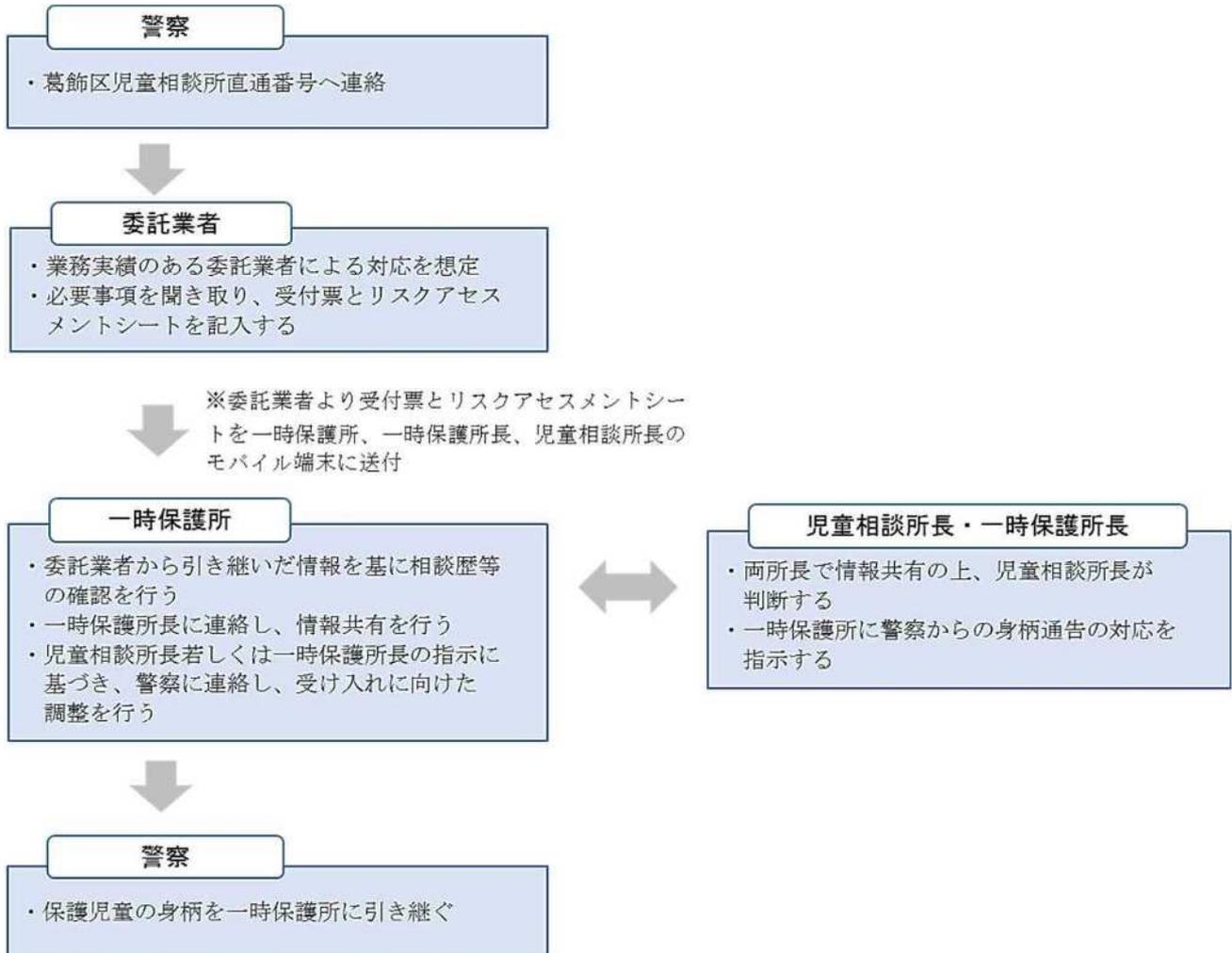
また、夜間に緊急対応が必要と判断した場合は、児童相談所職員が複数名で対応します。



夜間の緊急対応が必要と判断した場合は、指導教育担当児童福祉司等が児童相談係当番第一位の初動対策担当者に出勤要請を行った上で、自身も出勤する。指導教育担当児童福祉司等と初動対策担当者は出勤後、状況確認の上、車両等を用いて二人で安全確認に向かう。
※この後、さらに通報があった場合は、当番第二位順位の職員が対応する。

イ 夜間の身柄を伴う通告の対応（例）

警察による身柄を伴う通告があった場合は、委託業者から一時保護所に連絡します。一時保護所は児童相談所長若しくは一時保護所長の指示に基づき、対応します。



(3) 休日対応

相談援助の流れは、平日と同様の対応とします。

10 会議・研修

(1) 会議

東京都及び都内全区市町村で検討を進めている児童相談所間及び児童相談所・子供家庭支援センター間の「テレビ会議システム」に対応できる環境を整備します。

想定される会議の種類と頻度は次のとおりです。

会議の種類	開催頻度	その他・出席者等
緊急受理会議	随時	管理係及び一時保護係以外の職員 全員
受理会議	1回/週	職員全員
援助方針会議	1回/週	職員全員
個別ケース会議	随時	10名程度
職員会議	1回/月	職員全員
係長会議	1回/月	10名程度
係会議	1回/週	10～15名程度
子総・児相情報共有会議	2回/月	30～40名程度
朝会	毎日	所長、係長、計15名程度

(2) 研修

児童相談所で行う研修は、児童相談所や一時保護所職員の面接力や行動観察力の向上、親子関係改善支援技術の取得を目的とした研修等や事例研究などを通じたスーパーバイズを目的としたものを想定します。なお、具体例をもとに、より専門的な知識を身につけるため、外部の専門職を招いてスーパーバイズを受けることも検討します。

さらに、児童相談所の職員は、共感疲労や高いバーンアウトのリスクにさらされており、定着が難しいため、これらのリスクに職員自身が対応できるようにするための研修を実施します。

区関係各課や関係機関、区民を対象とした研修等については、子ども総合センター等の区有施設を活用します。

また、法定研修として定められている児童福祉司任用前・任用後研修などについては、引き続き特別区職員研修所や東京都が主催する研修を活用します。

1 1 児童相談所設置市事務

児童相談所を設置するに当たり、児童相談所における相談業務のみならず、児童福祉法や同法施行令、更には国の通知及び要綱に基づき、児童福祉施設の設置の認可や里親の認定等の事務を行うことが必要となります。

これらの事務について、児童相談所を開設した日から、確実に遂行していけるよう葛飾区児童相談所設置市事務検討作業部会を設置し、各主管課や関係課が各事務の実施方法や業務量などを検討・精査し、調整を行っていきます。

なお、現時点では児童相談所が所管する事務は、次頁の表の1、2、7、8（一部）、10、13（一部）、14（一部）、16を想定しています。児童相談所におけるこれらの事務に必要な職員は9人程度と見込んでいます。

児童相談所設置市が処理する事務

	名称	概要	主管課
1	児童福祉審議会の設置に関する事務	子ども、妊産婦、知的障害者、母子家庭の福祉に関する事項、母子保健に関する事項を調査審議し、意見を述べる。また、区長の諮問に答え、関係機関に意見を具申する。	子育て支援部
2	里親に関する事務	里親希望者に対して、里親として適当であるか調査し、適当である者を里親として認定する。	子ども家庭支援課
3	児童委員に関する事務	児童委員の指揮監督及び研修を行う。	福祉管理課
4	指定療育機関に関する事務	結核罹患児童の医療に係る療育の給付及び給付事務を委託する病院（指定療育機関）の指定を行う。	子ども家庭支援課 保健予防課
5	小児慢性特定疾病の医療の給付に関する事務	小児慢性特定疾病医療費の支給、医療機関の指定等を行う。	保健予防課
6	障害児入所給付費の支給等に関する事務	障害児入所給付費、高額障害児入所給付費及び特定入所障害児食費並びに障害児施設医療費の支給を行う。	障害福祉課
7	児童自立生活援助事業に関する事務	児童自立生活援助事業の届出、検査等制限又は停止を行う。	子ども家庭支援課
8	児童福祉施設に関する事務	児童福祉施設の設置認可等を行う。	子ども家庭支援課 育成課 子育て支援課 障害福祉課
9	認可外保育施設に関する事務	認可外保育施設への指導監督等を行う。	育成課
10	小規模住居型養育事業に関する事務	小規模住居型養育事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	子ども家庭支援課
11	障害児通所支援事業に関する事務	障害児通所支援事業等の届出、検査、制限又は停止を行う。	障害福祉課
12	一時預かり事業に関する事務	一時預かり事業の届出、検査、制限又は停止を行う。	育成課
13	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当を申請するにあたり必要な知的障害の認定診断書を作成する。	子ども家庭支援課 子育て支援課
14	療育手帳に係る判定事務	18歳未満の方への愛の手帳（療育手帳）の交付にあたり、知的障害の有無や程度について判定し、都知事へ進達する。	子ども家庭支援課 障害福祉課
15	障害福祉サービス等情報公表に関する事務	障害児入所施設等、指定障害児通所支援、指定障害児相談支援事業者の情報公開を行う。	障害福祉課
16	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関わる事務	民間あっせん機関の許可、指導及び助言、検査、制度周知等を行う。	子ども家庭支援課

1 2 (仮称) 児童相談所システムの基本的な考え方

- (1) 児童相談所だけでなく、一時保護所や子ども総合センターにおいても同じシステムを導入し、支援が必要な子どもや家庭に関する情報の一元管理を行います。
- (2) 現在子ども総合センターで使用している児童相談システムをはじめ、児童相談所を運営する上で必要な住民基本台帳、税、生活保護、国民健康保険、各種手当、母子保健、発達障害等の情報と連携することで、効果的・効率的・安定的な情報管理ができるようにします。
- (3) 国が令和3年度の導入を目標に開発を進めている「要保護児童等に関する情報共有システム」と連携し、児童相談所の運営体制を支えます。
- (4) 児童相談所設置市事務の確実な遂行に向けて、必要に応じて各既存システムの改修を行います。
- (5) システムの導入に当たっては、所要の手続きを行い、個人情報の取り扱いには十分に配慮します。
- (6) サーバーは、本庁サーバーを利用します。

1.3 業務委託

(1) 夜間電話通告窓口

夜間に 189 や関係機関等から児童相談所に電話連絡があった場合に、受付票とリスクアセスメントシートを用いながら相談内容の聞き取りを行います。相談内容に緊急性がある場合は、当番の指導教育担当児童福祉司等に連絡し、その後の対応を引き継ぎます。緊急性がない相談の場合は、翌日児童相談所の担当職員に情報の引き継ぎを行います。

(2) 警備

児童相談所では様々な来所者に対応するため、緊急時に他の来所者や職員の安全確保ができるよう警備員を配置します。また、夜間に来所があった場合には、まず警備員が対応し、必要に応じて児童相談所又は一時保護所職員に連絡を行います。

一時保護所を併設する児童相談所のため、警備員は、保護している子どもの安全確保を目的に 24 時間配置し、部外者の侵入がないようにします。また、保護している子どもが無断で外出した場合は、職員とともに速やかに対応します。

(3) 調理

保護している子どもの食事は、保護所内で調理した温かい食事を 1 日に 3 食提供します。また、アレルギーのある子どもには、医師の判断に基づいた配慮や管理を行います。アレルギーや信仰上の理由等食事に配慮が必要な子どもについては、個別に対応を検討します。

(4) 設備管理

一時保護所は 24 時間 365 日保護児童が生活する施設です。定期的な点検とともに、急に設備が故障した際は、常駐せずとも速やかに対応し、保護されている子どもの生活に支障が出ないようにします。

(5) 用務

ア 洗濯

生活環境の衛生管理の観点から、衣類やシーツ類をこまめに洗濯できるように業務を委託します。

イ 清掃

施設の衛生管理と美観に配慮し、業務を委託します。

ウ 施設管理

庁用自転車の整備や建物の小破修繕、外構の除草など日常的な管理業務を委託します。

(6) 廃棄物収集

施設内に適切な廃棄物保管庫を整備し、児童相談所から排出されるゴミは事業系ごみとして分別の上、区内許可業者に処理委託します。

第4章 施設整備の基本的な考え方

1 総論

- (1) メンテナンスや清掃が容易となる建物形状とするほか、材料の採用に配慮するなど、ライフサイクルコストなどを縮減するため、イニシャル・ランニングコストを考慮した建物づくりを目指します。
- (2) 「葛飾区ユニバーサルデザイン推進指針」に準拠し、誰でも安心して利用できるユニバーサルデザインを取り入れます。
- (3) 来所する区民に対して、分かりやすい案内誘導を行うため、「葛飾区公共サインガイドライン」に準拠した案内誘導サインを整備します。また、施設内においても、様々な人に分かりやすいようピクトグラムなどを用いた案内誘導サインを整備します。
- (4) フリーアドレスの導入やオンラインの無線化への対応など効果的・効率的な執務環境の整備をめざします。

2 児童相談所

- (1) 児童相談所にとって、子どもへの支援だけでなく、保護者への支援・指導は極めて重要です。そのため、児童相談所の相談諸室は相談者と職員が、落ち着いて対話できるような優しい色彩を取り入れ、その時々状況に応じた距離感を保ちつつも関係性を築くことができる環境を確保します。
また、面接室は、子どもにとって、初対面となる職員と面接を行うこととなるため、緊張を軽減できる温かみのある空間づくりに配慮したり、程よい距離感や位置を保てる部屋の大きさを確保するなど、子どもが安心して職員との関係づくりを円滑に行える環境を整備します。
- (2) 児童相談所は、児童福祉に関する様々な職員が集まる中核機関です。それらの人的資源を最大限活用し、区民からの多岐にわたる相談に迅速に対応する地域に根ざした相談窓口とするため、職員室はオープンフロアとして職員同士がいつでも互いに顔が見える環境を整備し、職員が連携しやすく適切な支援を提供できるようにします。
- (3) 児童福祉行政に関する情報や虐待の防止、社会的養護等に関する情報について待合（室）等にデジタルサイネージ等を用いて区民に分かりやすく発信できる環境を整備します。

3 一時保護所

- (1) 一時保護所は、保護されている子どもが家庭的な雰囲気、安全かつ安心して生活を送ることができる環境を整備します。

- (2) 葛飾の子どもを葛飾区で保護するため、その保護されている子どもを知る地域住民と保護されている子どもが接触することがないように配慮が必要な場合もあることから、一時保護所に児童相談所の来所者が立ち入ったり、外部からの侵入や視認ができないような環境を整備します。
- (3) 子どもの権利擁護を図るため、生活環境の充実や学習する機会の確保、意見表明のしやすい環境等、子ども一人一人の個性や状態に合わせて対応できる環境を整備します。
- (4) 保護されている子どもが退所後の生活へ期待感を持つとともに、家を出て学校に通う生活リズムを身につけられるよう日中を過ごす共用ゾーンと居室ゾーンに分け、メリハリをつけた生活を送れる環境を整備します。

4 周辺住民への配慮

- (1) 児童相談所・一時保護所が地域に根差した施設となるように周辺住民との意見交換会や交流の場の設定を検討します。
- (2) 施設と近隣民家等との空地の確保や日影、騒音対策はもとより、近隣住民と保護されている子ども双方に対するプライバシーに配慮します。
- (3) 建設予定地の北側道路はスクールゾーンに指定されています。また、隣接する公園は、近隣住民が集まる憩いの場であることから、工事の際は、工事車両の通行時の安全・騒音等の対策を徹底します。
- (4) 地域住民への工事の影響を極力小さくするため、工事期間を短くするような工法や構造について、今後の設計において検討を行います。

5 環境への配慮

複層ガラスの採用等、建物の高断熱化による熱負荷低減と省エネルギー化への対応を検討します。また、使用する材料をはじめ、設置する機材についても配慮します。

6 災害対策

- (1) 国の「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」に基づき、被災した子どもの一時受入れや心のケアなどを行う施設機能を確保します。
- (2) 災害発生時においても、一時保護所に入所している子どもが、引き続き安全に過ごすことができるよう、飲料水や食料の備蓄などの確保を行います。
- (3) 体調管理について、特に配慮が必要な子どもに対応できるよう、災害時も空調機能が確保される部屋を整備するなど、災害発生後、概ね72時間を目途に生命・安全の確保を行える機能を確保します。

第5章 施設整備方針

1 建設予定地

本区の児童相談所は一時保護所を併設することから、一定規模の面積が必要です。また、児童相談所の運営に当たっては、警察署や救急病院等の関係機関と連携すること、子ども達が落ち着いて生活が出来る環境が必要であることから、区中心部からアクセスしやすく、繁華街から少し離れ、落ち着いた環境が確保できる場所を建設予定地としました。

(1) 用地概要

項目	内容
所在地	葛飾区立石二丁目 179 番 1, 2 号 (地名地番)
敷地面積	2,177.93 m ² (実測面積)
現在の利用状況	更地
主要交通機関	京成押上線 (最寄駅: 京成立石)
用途地域	準工業地域
特別用途地域	なし
指定建ぺい率	60
指定容積率	200
日影規制	5-3 時間 測定面高さ 4m
防火地域の規制	準防火地域
高度地区	第2種高度地区
地区計画	なし
景観計画区域	一般地域
埋蔵文化財包蔵地	対象外

(2) 案内図



(3) 敷地の現況



写真：敷地北側現況



写真：敷地南側現況

2 整備する機能と要件

(1) 児童相談所

ア 機能の概要（専門相談・援助・措置）
<p>児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士等が、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、判定、診断し、それに基づいて援助方針を定めます。</p> <p>また、様々な事情により家庭で生活することができない子どものための援助方針を作成し、里親への委託、又は児童福祉施設への入所を検討します。</p>
イ 要件
<ul style="list-style-type: none">・養護相談、障害相談、非行相談、育成相談、保健相談等専門相談を行う諸室（以下「専門諸室」という。）を整備する。・受け付けた相談に応じて、子どもとその家族等の調査、心理診断、医学診断を行う環境を整備する。・被害確認面接が行える環境を整備する。・親子関係の修復や養育指導・援助を行う環境を整備する。・専門諸室は来所者・職員共にアクセスのしやすさに配慮した配置とする。・専門諸室は相談の音が外に漏れないよう配慮する。・来所者のプライバシーに配慮した待合（室）と動線を計画する。・来所者や区民に児童福祉行政の情報発信や児童虐待防止の啓発を行うための環境を整備する。・職員の連携を促すオープンフロアを基本とした職員室を整備する。また、将来の職員の配置基準の変更等職員の増員に対応できる十分な広さを確保する。・文書倉庫を職員室に近接して配置する等働きやすさに配慮する。・緊急時を含め、様々な来所者に対応できる設備や動線を確保する。・来所者や職員のバリアフリーや安全確保に配慮する。

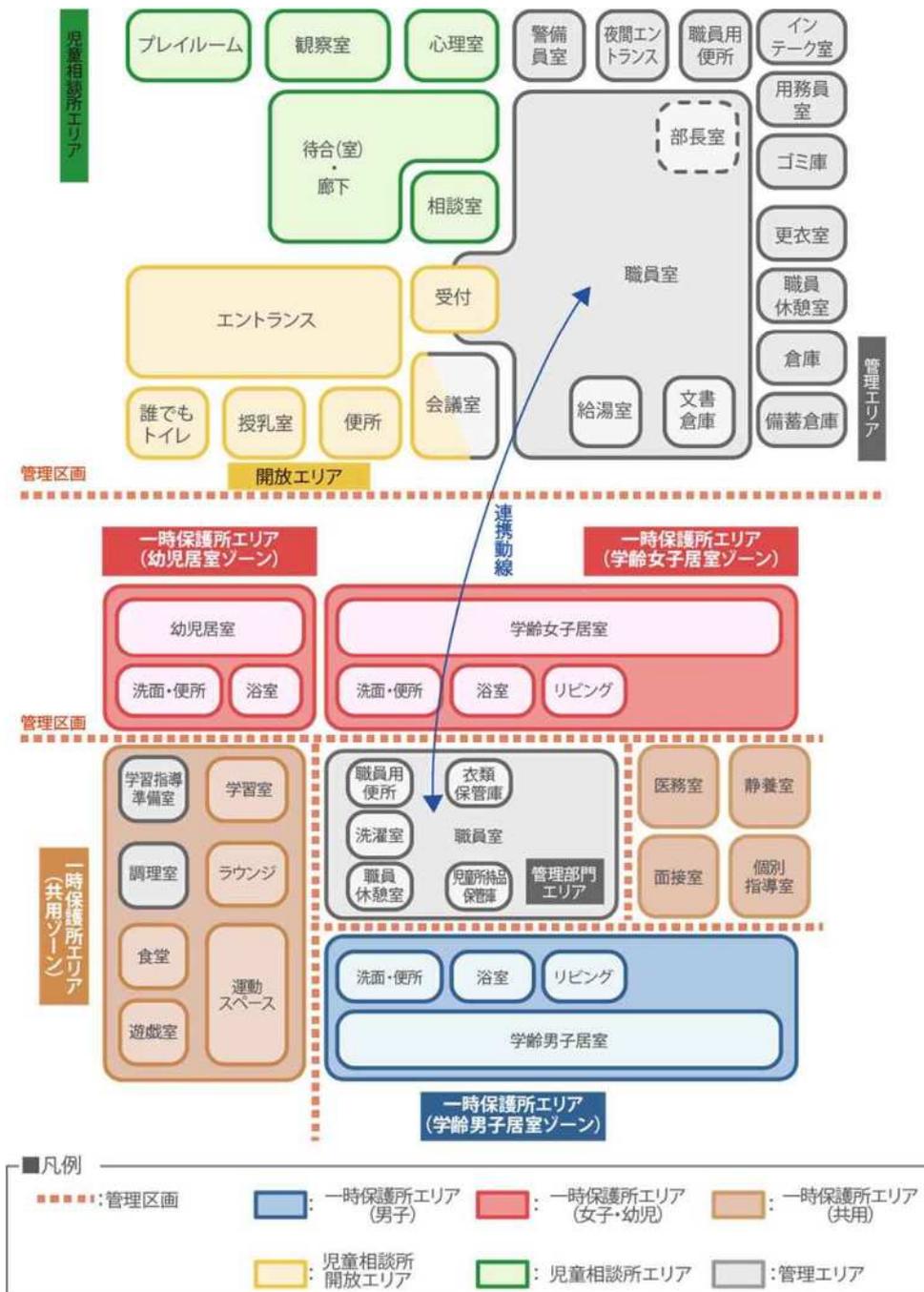
(2) 一時保護所

ア 機能の概要
<p>迅速な安全の確保やアセスメント保護を必要とするおおむね2歳から18歳未満の子どもを対象に、原則2か月を限度として、適切に保護される環境を提供します。また、生活指導や学習指導、行動観察を通し、指導・援助を行います。</p>
イ 要件
<ul style="list-style-type: none">・保護されている子どもが生活する居室や風呂、便所等生活に必要な諸室を整備する。・保護されている子どもの性別や個性に応じた生活環境を確保するため、保護居室は個室を中心に、幼児・学齢男子・学齢女子をエリア別に整備する。・一人での生活が不安な保護されている子どもに配慮した二人部屋等を適宜整備する。・家庭的な生活環境の確保に配慮した憩いや団らんの空間を整備する。・保護されている子どもの学習の機会を確保できる学習環境を整備する。・保護されている子どもが適度に運動できる環境の確保と屋外活動の機会の確保を検討する。・保護されている子どもの居室と日中を過ごすエリアを分けることで、メリハリがついた生活を行うよう配慮する。・アセスメントを行うための行動観察や生活指導、短期間の心理療法やカウンセリングを行うための受入環境を整備する。・緊急保護等一時保護が必要な子どもをいつでもすぐに対応できるよう十分な生活必需品を保管する。・災害発生時に速やかに施設外に避難できるよう避難導線の確保を行う。・保護されている子ども及び周辺住民相互のプライバシーに配慮する。・職員による保護されている子どもの見守りとプライバシーの両立を図る。・夜間の警察からの保護受入れができる環境を整備する。・児童相談所の落ち着いた環境を確保するため、一時保護所の振動や騒音の伝搬の抑制に配慮する。

3 必要諸室とゾーニングのイメージ

(1) エリア構成図

児童相談所エリア、一時保護所エリア、管理エリアは管理区間を明確にすることによって、それぞれのセキュリティを確保します。特に一時保護所エリアは生活空間をまとめて配置することでプライバシーの保護とセキュリティを確保します。また、一時保護所受入れの動線や保護されている子どもが使用する動線は、一般の来所者が使用する動線と分離します。



(2) 児童相談所エリア

ア 必要諸室と概要

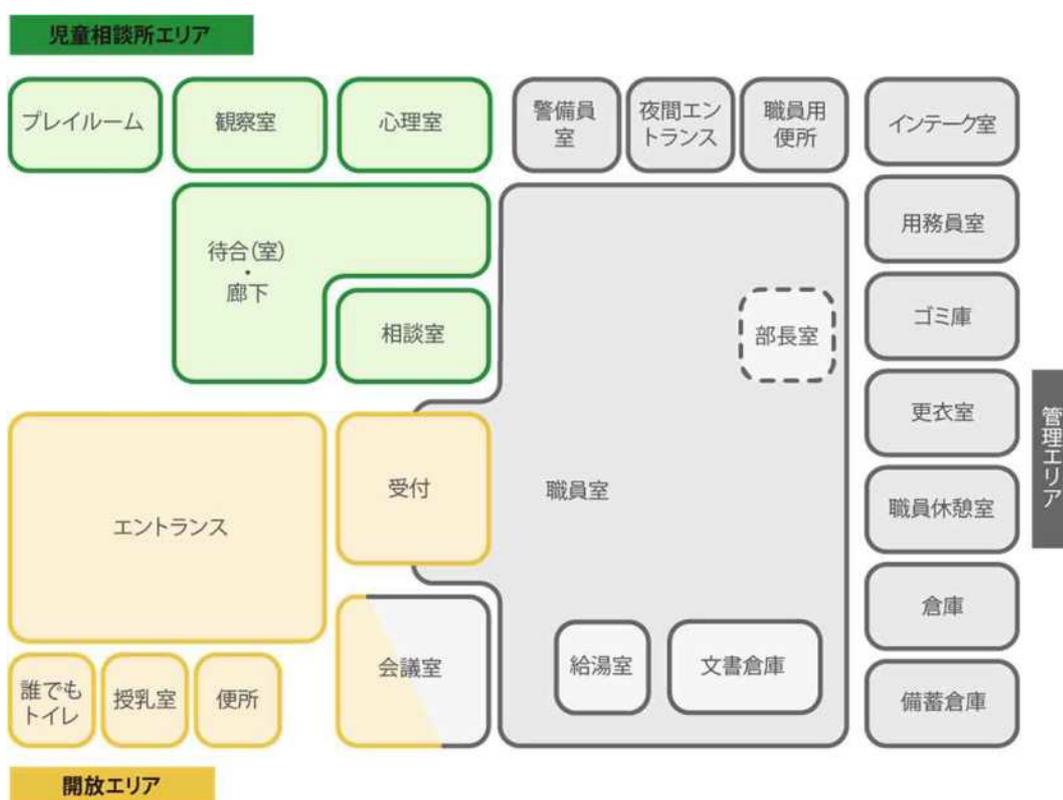
室名	概要
相談室	来所者2～3名、職員2名程度で面談・相談を行う。 職員の安全確保に配慮した設備を設置する。
待合（室）	来所・相談は基本的に予約制とするため、来所者4組・8～10名程度が待機できるスペースを設置する。 来所者同士のプライバシーの保護に配慮する。 児童福祉行政の情報発信・児童虐待防止の啓発の場所として活用する。
心理室	来所者2～3名と職員2名程度で面談・検査を行う。 箱庭療法等行動観察を行うために必要な多様な検査道具を保管する収納を整備する。 被害確認面接を行えるようカメラや録音設備を備えた部屋を整備する。
プレイルーム	子どもの行動観察、親子関係改善支援、保護者の子育て支援を行うための遊びスペース。 マットやトランポリン等を設置する。
観察室	心理室やプレイルームで行う被害確認面接等の観察を行う。 プレイルームで行われている支援を職員が観察室で観察し、即時に助言できる機能を整備する。
便所	来所者及び職員用の男性便所・女性便所。 職員の安全確保のための便所は別途整備する。
授乳室	オムツ替えや授乳のためのスペース。 ベビーベッド、椅子、テーブル、流し台等を設置する。
誰でもトイレ	オストメイト流しを備えた車いす対応の多機能便所。

イ 配置の考え方

相談室は、初めての来所者でも分かりやすく、職員がアクセスしやすい位置に配置します。判定・検査・診断機能は、心理状況に特に配慮が求められるため、相談室から離れ、防音や遮音ができる落ち着いた環境を確保します。

エントランスは区の子童福祉行政に関する情報や虐待防止、社会的養護等に関する情報発信の場として活用できるよう整備します。また、夜間の入所者や来所者への対応を行うため、通常のエントランスとは別に夜間エントランスを警備員室の近くに設置します。

ウ ゾーニング



(3) 一時保護所エリア

ア 必要諸室と概要

一時保護所は様々な年齢の子どもが入所するため、トイレや風呂、手洗い場をはじめとする生活に関連する諸室等は幅広い年齢に対応できるようにします。

室名	概要
職員室	一時保護所職員の執務室。 保護されている子どもの一日の行動等の記録、職員間の引き継ぎ打合せ等に利用する。 事務机 26 席のほか、打合せテーブル、夜勤者用事務机、書架等を設置する。
面接室	保護されている子どもの面接及びインタビューを行う。 4 人掛けテーブルを設置する。
居室	保護されている子どもの居室。 個室を中心に 2 人部屋の設置を検討する。 ベッド、収納棚、座卓を設置する。
学習室	保護されている子どもの学習スペース。 学習机、各種 AV 機器を設置する。
学習指導準備室	学習指導協力員 4 名の控室。 学習用教材類の保管室を兼ねる。 コピー機を設置する。
遊戯室	幼児が日中に遊ぶスペース。 保育所の遊戯室の面積基準に倣う広さを確保する。
医務室	体調不良の子どもの観察・診察を行う。 診察台、診察机、看護師用事務机、薬の保管棚、冷蔵庫等を設置する。
静養室	感染症に罹患した子どもを隔離する。 集団生活に馴染めない子どもを落ち着かせる部屋。 深夜入所の子どもの居室を兼用する。 ベッド（布団）、洗面、トイレ、シャワー等を設置する。
個別指導室	集団生活に馴染めない子どもの居室。 （他者を傷つける子ども、重大事件の触法少年など） 深夜入所の子どもの居室を兼用する。 ベッド（布団）、洗面、トイレ、シャワーを設置する。

室名	概要
調理室	保護されている子ども及び一時保護所職員の食事を一日に3食提供する。間食は一時保護所職員が準備することを想定する。 検収室・調理員の更衣・事務・控室を適宜整備する。
食堂	保護されている子どもの食事スペース。 男女兼用のスペースとし、3食全て食堂で食事をとる。
ラウンジ リビング	保護されている子どもが過ごすスペース。 職員が安全管理しやすい室内配置に留意する。 ソファやテーブルのほか、書棚や玩具を整備する。
運動 スペース	保護されている子どもが運動をするスペース。 男女兼用のスペースとし、バスケットコート半面程度の広さを確保する。 可能な範囲で屋上スペース等を活用する。 近隣住民の利用は想定しない。 振動・騒音の伝搬の抑制に配慮する。
浴室	保護されている子ども用の浴室。 家庭に同じ個別の浴室を整備する。
洗面・便所	保護されている子ども用の洗面手洗い及び便所。 便所は家庭に同じ個別の便所を整備する。
職員休憩室	職員の休憩室。 男女別に整備する。
洗濯室	保護されている子どもの衣類を洗濯する。 業務用洗濯機と業務用乾燥機を設置し、適宜作業スペースを確保する。 保護されている子どもの自立支援のために家庭用洗濯機を1台設置する。
児童所持品 保管庫	保護されている子どもの所持品を保管する。
職員用便所	一時保護所職員用の便所。 男女別に整備する。
衣類保管庫	保護されている子どもの日々の着替えを保管する。 一時保護所職員の業務負担軽減を考慮した配置を検討する。

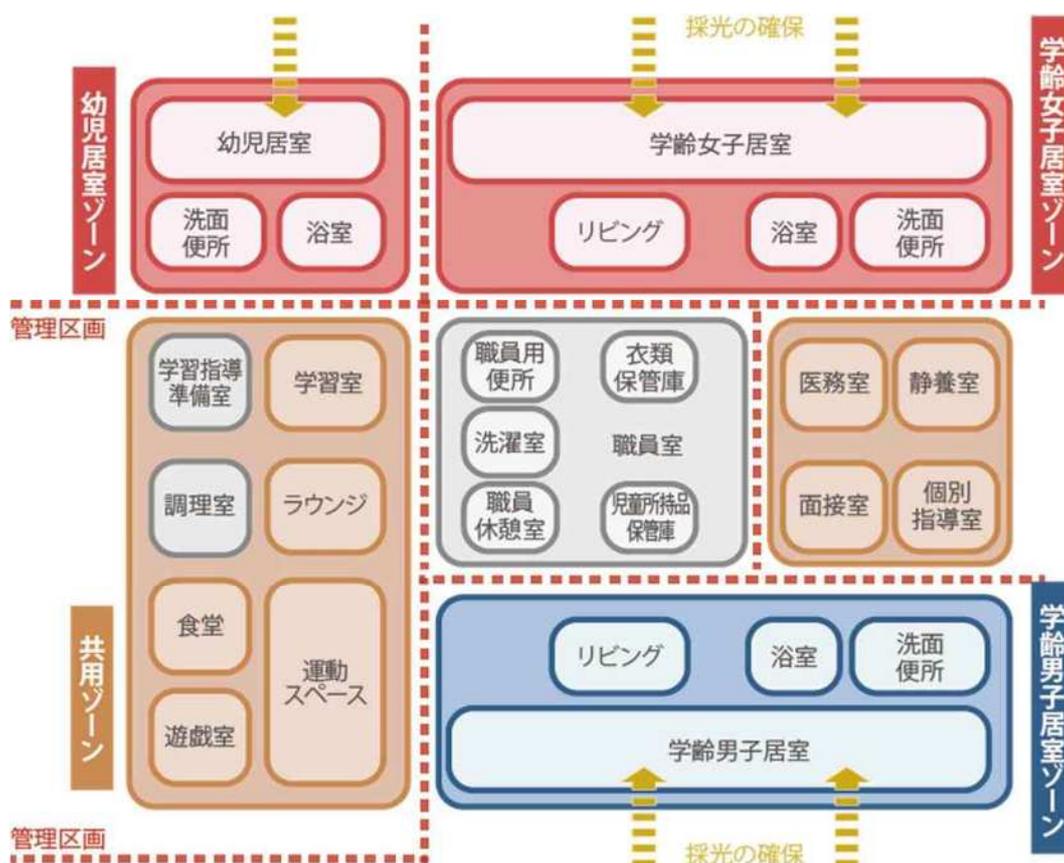
イ 配置の考え方

保護されている子どもの居室は幅広い年齢層、多様な入所者に対応できる少人数単位の複数のユニットで構成し、家庭的な温かい雰囲気と管理のしやすさを両立します。学齢男女の居室は共用エリアを境に明確に区分し、独立性を確保します。また、児童相談所の来所者や外部からの侵入ができないようセキュリティを確保します。

保護されている子どもが日中を過ごす共用ゾーンは居室ゾーンと区画を分けることで、メリハリのある生活を送ることができる環境を整備します。

災害時には速やかに避難が行えるよう居室の配置に配慮を行うとともに、年齢に応じた複数の避難経路を確保します。

ウ ゾーニング



(4) その他管理エリア

ア 必要諸室と概要

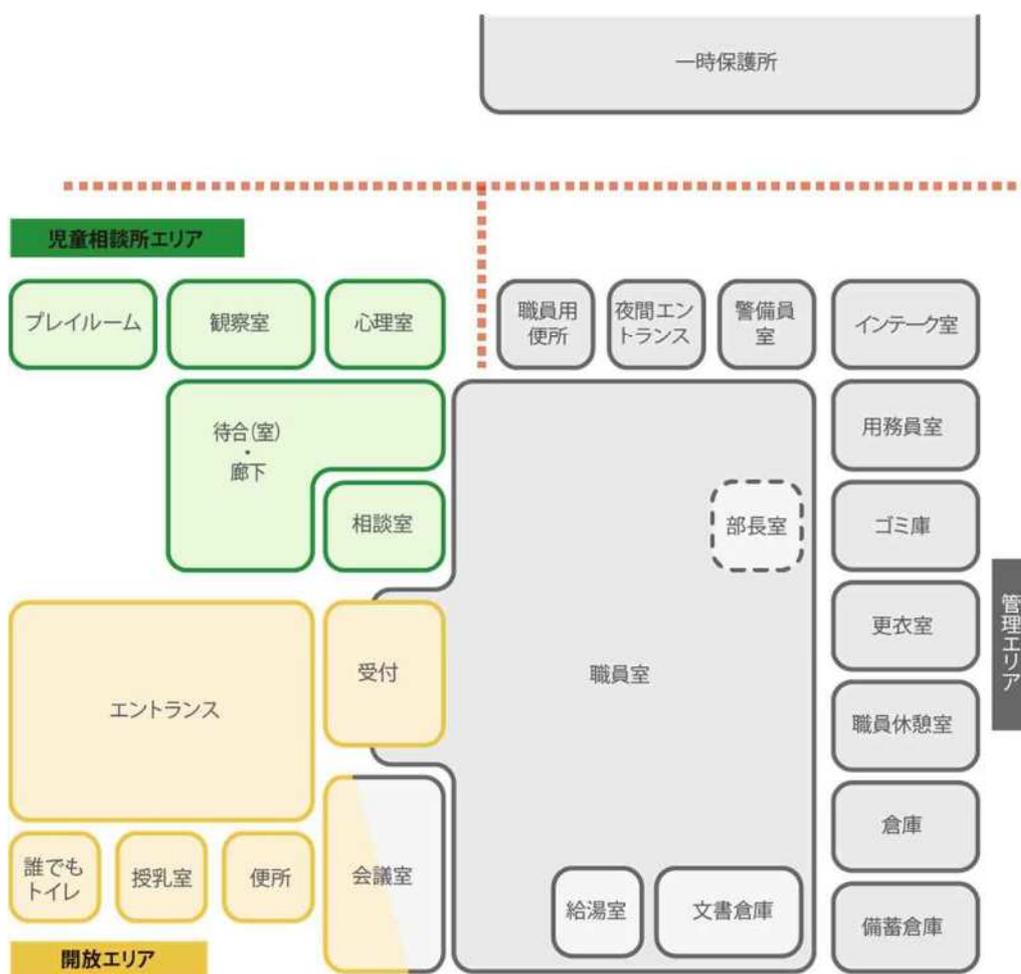
室名	概要
部長室	子育て支援担当部長の執務室。
職員室	児童相談所職員の執務室。 一時保護所は勤務の特殊性から職員室は別に設置する。 事務机 80 席のほか、各種 OA 機器、打合せテーブル等を設置する。
会議室	各種職員の会議のほか、関係機関・地域との会議や研修会を開催する。 会議室（大）：80 席程度（移動間仕切壁を設置する） 会議室 ：12 席程度（2 室）
文書倉庫	ケースファイルを保管する。 行政保管文書を保管する。 A4 サイズの段ボール箱（一箱 2500 枚程度収納）800 個程度を保管できる集密書架を想定する。
用務員室	用務員の更衣、休憩等の控室。 更衣ロッカー、事務机、手洗い等を設置する。
ゴミ庫	施設から出されるゴミを分別集積する。
職員休憩室	職員用の休憩室。 男女別に整備し、小上がりと洗面化粧台等を設置する。
更衣室	職員用の更衣室。 男女別、児童相談所職員及び一時保護所職員の兼用とし、120 名程度分のロッカーを設置する。 ロッカーは幅 900mm, 3 つ割, 1 段を想定する。
職員用便所	職員用の男性便所・女性便所。 職員の安全確保のための便所。
警備員室	警備員の更衣、休憩等の控室。 更衣ロッカー、事務机等を設置する。
給湯室	職員用の給湯室。 流し台、冷蔵庫、水屋等を設置する。
インテーク室	保護されている子どものインテークを行う。
備蓄倉庫	災害備蓄品を備蓄する。 浸水被害を考慮した配置を検討する。
倉庫	心理検査用具や事務用品等様々な物品を保管する。

イ 配置の考え方

児童相談所の職員室は、職員の連携と協働を促す環境を確保するため、極力まとまった位置に広い空間を確保します。また、文書倉庫は職員がアクセスしやすいよう職員室に近接して配置します。

夜間の緊急保護に対応しやすいよう、夜間エントランスとインテーク室は近接して配置し、インテーク室から一時保護所までのプライバシーと安全に配慮した動線を確保します。

ウ ゾーニング



4 施設規模の算定

(1) 計画可能な面積

ア 建築可能な延床面積 $4,355 \text{ m}^2 = 2,177.93 \text{ m}^2 \times 200\%$

イ 建築可能な建築面積 $1,524 \text{ m}^2 = 2,177.93 \text{ m}^2 \times 70\%$

(法定建ぺい率 60%に、準防火地域に建てる耐火建築物であるため
10%を加算する)

(2) 想定される建物規模

ア 一時保護の定員 : 計法定員 30 名
(幼児 6 名・学齢男子 12 名・学齢女子 12 名)

イ 建築面積／規模 : $900 \text{ m}^2 \sim 1,200 \text{ m}^2$ 程度 (建ぺい率 42%~55%)

ウ 延床面積 : 約 $3,600 \sim 4,000 \text{ m}^2$

エ 規模 : 4 階

5 法令条件

法令条件及びその他の主な関係条例等は次のとおりです。

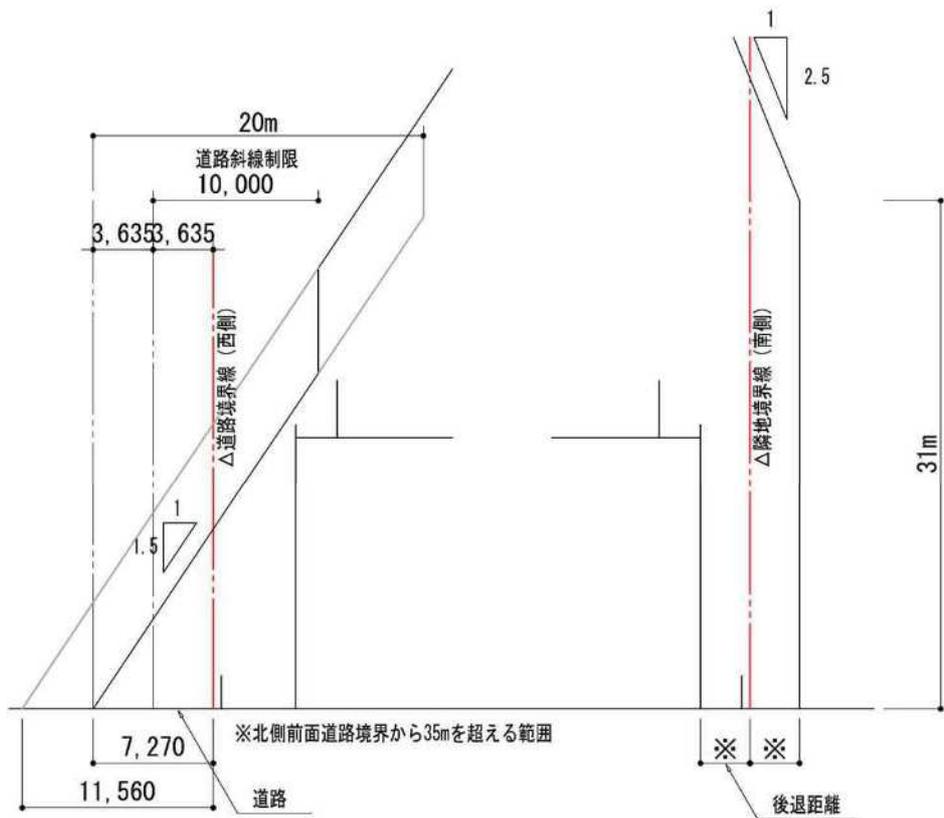
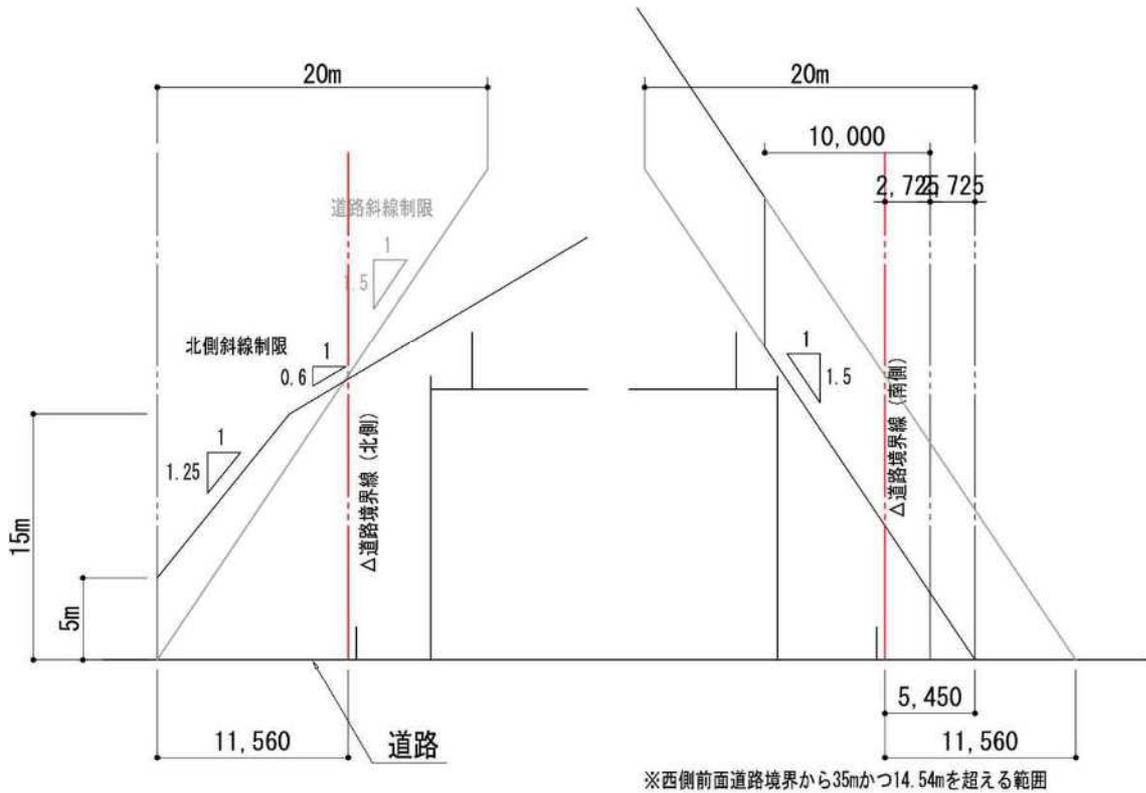
(1) 法令条件一覧表

項目	内容
所在地	住居表示 地名地番 葛飾区立石二丁目 179 番 1、2
緯度経度	緯度 北緯 36° 00' 00" 経度 東経 139° 50' 00"
敷地面積	2,177.93 m ² (実測面積)
用途地域	準工業地域
特別用途地域	なし
高度地区	第2種高度地区
指定建ぺい率	60%
指定容積率	200%
防火地域の指定	準防火地域
風致地区	なし
高度利用地区	なし
特定街区	なし
地区計画	なし
景観計画区域	一般地区
東京都駐車場条例	周辺地区
高さ制限	道路斜線 勾配 1.5 適用距離 20m 隣地斜線 勾配 2.5 立上り 31m 北側斜線 勾配 1.25 立上り 5m (範囲8m以内) 勾配 0.6 立上り 15m (範囲8m超)
絶対高さ制限	なし
日影規制	規制時間 5時間 - 3時間・測定面 4m
壁面後退	
埋蔵文化財包蔵地	対象外
道路	北側 42条1項1号 一般区道 幅員 11.56m~12.16m 南側 42条1項1号 一般区道 幅員 5.45m 西側 42条1項1号 一般区道 幅員 7.27m
主要用途	区分 児童福祉施設等 (児童相談所・一時保護所)
工事種別	新築

(2) その他の主な関係条例等

条例・要綱等	備考
東京における自然の保護と回復に関する条例	緑化計画書制度
環境確保条例・土壌汚染対策法	土地の賃借契約上の 取扱い確認
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	
東京都福祉のまちづくり条例	建築物 10. 福祉施設 特定都市施設
建築基準法	
東京都建築安全条例	用途：児童福祉施設等
葛飾区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	
葛飾区緑の保護と育成に関する条例	
エネルギー使用の合理化等に関する法律	
消防法	
都市計画法	
児童相談所運営指針	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	
一時保護ガイドライン	

(3) 高さ制限の検討



6 敷地の利用条件

(1) 駐車場計画

ア 基本的な考え方

児童相談所への来所者は、公共交通機関による来所を原則とします。しかし、区内の公共交通機関の利便性や様々な個別事情を抱えた来所者の利用を鑑み、障害者用を含め一般来所者用の駐車場を整備します。

また、夜間の虐待通告対応や一時保護が必要になった際の子どもの移送、保護されている子どもの学校への送迎等を想定し、庁用車用の駐車場と日々出入りする委託業者用の駐車場を整備します。

イ 法令条件

適用条例なし

※適用条例の検討

・東京都駐車場条例

対象区域 駐車場整備地区等 該当せず

周辺地区 該当

対象建築物 特定用途の部分の床面積が 2,000 m²を超えるもの

特定用途部分の面積 1階事務所部分 約 350 m²

付置義務駐車台数 なし

(2) 駐輪場計画

ア 基本的な考え方

本区の地域特性もあり、来所者や職員の移動手段として多くの自転車利用が想定されます。また、子育て世代の利用も多く見込まれることから、一台あたりの駐輪スペースの幅を広くとる等十分に駐輪できる場所の確保を行います。

イ 法令条件

適用条例なし

※適用条例の検討

対象区域 商業地域及び近隣商業地域 該当せず

(3) 緑化計画

ア 適用条例

葛飾区緑の保護と育成に関する条例

イ 必要緑化面積の検討

(ア) 地上部の緑化基準

- ① 緑化面積＝敷地面積×0.2
 - ② 緑化面積＝敷地面積×(1－法定建ぺい率)×緑化率－控除面積
- ※①と②のうち、少ない数値が基準緑化面積

敷地面積 2,177.93 m²
建ぺい率 60%+10% (角地緩和) =70%

- ① $2,177.93 \times 0.2 = 435.586$
=435.58 m² (小数第3位以下切捨)
 - ② $2,177.93 \times (1-0.7) \times 0.3 = 196.0127$
=196.01 m² (小数第3位以下切捨)
- ②の数値が少ないため、基準緑化面積 196.01 m²

・必要植栽本数

高木 196.01÷10=19.601=20本 (小数点以下切上げ)
低木 20×10=200本

(イ) 建築物上の緑化 (建築物上に屋上を計画する場合)

国及び地方公共団体が有する敷地は1,000 m²以上の場合、
緑化面積＝屋上面積×0.25

(ウ) 接道緑化

- ・敷地面積 2,177.93 m²
- ・道路に接している総延長 134.946m
- ・施設区分 庁舎又は福祉施設 7/10

必要接道緑化延長 134.946m×7/10=94.4622m

(4) 廃棄物保管場所の計画

ア 適用条例

(ア) 葛飾区廃棄物の処理及びリサイクルに関する条例

(イ) 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する
指導要綱

対象建築物 事業用大規模建築物に該当

(床面積3,000 m²以上の事業用大規模建築物)

イ 廃棄物保管場所等の必要面積の検討

(ア) 再利用対象物保管場所

類似用途の最低必要面積基準にならい、4 m²以上の保管場所面積を確保します。加えて、洗浄排水設備の設置のために要する面積1 m²を加算し、合計5 m²以上を確保します。

なお、運搬車への積込み等に必要な作業場所面積（6 m²以上）は、作業性を考慮し廃棄物保管場所に隣接して確保します。

(イ) 廃棄物保管場所

類似用途の一日あたり排出量 0.04～0.06kg/m²を参考に一日あたりの廃棄物の排出量を算定し、収集間隔等の条件を踏まえ、洗浄排水設備面積1 m²、作業場所面積6 m²以上を加えて必要な廃棄物保管場所面積を算定します。

(ウ) 粗大ごみ集積所

廃棄物保管場所とは別に3 m²以上の集積所を確保します。

第6章 災害時のための平常時の備え

本区は地震や水害等に脆弱な土地柄です。葛飾区水害ハザードマップにおいて、建設予定地は3 m以上5 m未満の浸水想定区域とされ、また首都直下地震等による東京の被害想定（東京湾北部地震）においても20万人を超える避難者人口や、13万人を超える避難生活者が生じる等、大きな被害が想定されており、これらの被害をできる限り見込んだ施設整備や運営が求められます。

大規模災害時における児童相談所の相談援助活動は、国の「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」に基づき、災害発生直後においては、避難所の訪問を通じて、被災した子ども等要保護児童の発見・把握や、災害前から支援してきた子どもと家庭の状況把握が中心となります。また、災害からの復興時期においては、被災した子どもの心のケアや養育する家庭への支援が求められています。

さらに、一時保護所を併設する児童相談所は、保護されている子どもの生活の場として位置付けられ、保護されている子どものプライバシーの保護や安全の確保の観点からできる限りの機能維持が求められます。

以上のことから、大規模災害発生直後から中長期的な運営体制を想定した施設整備等を検討することが必要です。

1 備蓄の考え方

(1) 備蓄量の考え方

備蓄量算定の対象は来所者・保護されている子ども・職員とし、災害発生後、概ね72時間を目途に生命・安全の確保を最優先に児童相談所・一時保護所で避難し続けられるよう電気の確保と水の備蓄を行います。

(2) 各種資材・食料等

ア 非常用の物資は飲用水や食料品、懐中電灯、携帯ラジオ、寝袋等災害対策用の備品や緊急用の医薬品、衛生用品、生活用品、文具等のほか、保護されている子どもの特性に合わせた物品も備蓄します。

イ 災害発生後、概ね72時間避難し続けられるよう来所者・保護されている子ども・職員用の飲用水と食料は3日間分備蓄します。

2 業務継続計画の作成

ある日突然発生する自然災害は、その初動対応が極めて重要であることから、事前に様々なシナリオを想定し、対策を講じることが求められます。

そこで、業務継続計画を作成し、速やかな災害対応策の運用を事前に検討することで、来所者・保護されている子ども・職員の安全を確保します。

3 研修・訓練

業務継続計画は、災害発生時優先業務並びにその遂行に必要となる人員、資器材等をあらかじめ定めたものです。最新設備を備えていてもその使い方や業務継続計画を理解していなければ効果は期待できないため、使い方や内容を熟知し訓練を重ねることで、想定される被害に対応ができるようになります。

そこで、業務継続計画を基にした研修・訓練を行い、その実効性と改善事項を検証しつつ、定期的な見直しを図ります。

また、一時保護所に入所している子どもに対しては、個別に訓練を行います。

第7章 財政規模

現時点での国及び東京都の制度や、本区の検討状況等を踏まえた児童相談所・一時保護所の設置や運営に係る財政規模について示します。

今後も引き続き、財源対策の強化や一般財源の精査に努めます。

1 財源対策

児童相談所・一時保護所の整備や運営に当たっては、国や東京都の補助事業を積極的に活用し、財源の確保を図ります。また、特別区長会事務局を通じて、国や東京都に対して、補助事業の更なる充実を引き続き要望していきます。

(1) 国庫補助

国は、児童相談所に配置する医師、弁護士等に係る一部補助や、一時保護所の整備や運営に係る一部補助等を行っています。

	整備費	運営費	補助職員経費
児童相談所	一般財源	一般財源	児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 (児童相談所に配置する医師、弁護士、研修コーディネーター等に係る一部補助等)
一時保護所	次世代育成支援対策施設整備交付金 (一時保護所の整備に係る一部補助)	児童入所施設措置費等国庫負担金 (一時保護所の運営に係る事務費及び事業費の一部補助)	児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 (一時保護所に配置する学習指導協力員等に係る一部補助等)

(2) 特別区財政調整交付金

令和2年度都区財政調整において、配分割合の変更については、都と区の間考え方に乖離はあるものの、都側が、配分割合の変更に踏み込んだことや、令和2年度に開設する3区の平年度ベースの実績が出る令和4年度に、改めて協議を行う考えを示したことを受け、特例的な対応として、令和2年度から配分割合を55.1% (0.1%増) とすることとなりました。

2 葛飾区財政規模（概算）

令和2年度に向けた都区財政調整協議において、特別区が算出した標準的な経費と本区が独自に試算した経費を合わせた現時点での財政規模（概算）は次のとおりです。

	経常経費 (人件費含む)	投資的経費
歳出	約20億円	約34億円
歳入	約5億円	約2億円
差引	約15億円	約32億円

※経常経費：毎会計年度において、継続的かつ恒常的に支出される経費

※投資的経費：建設的経費ともいい、その支出効果が長期間にわたり資本形成に役立つもの

第8章 開設までのスケジュール

令和5年度の開設に向けたスケジュールはおよそ次のとおりです。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	基本構想・基本計画		設計・工事		
	地域・関係団体等への説明				
		東京都との協議		国との協議	
					開設

※東京都や国との協議状況等により、スケジュールを変更する場合があります。

児童相談所・一時保護所を設置するには、国より児童相談所設置市として政令指定を受ける必要があります。政令指定は、(1) 人員体制等をはじめとした事務遂行体制、(2) 一時保護や児童福祉施設等の広域調整や児童相談所立ち上げ当初の支援をはじめとした本区と東京都の連携体制等、について支障がないか確認を行った上で行われます。

そのため、国との協議を行う前に東京都とも(1)(2)について十分に協議を行い、本区が児童相談所設置後も児童福祉行政が円滑に実施できると見込まれることを確認してもらう必要があります。

葛飾区児童相談所基本計画（素案）

令和2年〇月発行

葛飾区子育て支援部子ども家庭支援課
児童相談所設置準備担当係

住 所 〒125-0062 東京都葛飾区青戸4-15-14

電 話 03-3602-1247

H P <http://www.city.katsushika.lg.jp/>



児童相談所のしおり

— 2019年(令和元年)版 —



「森の動物たち」

児童相談所とは……

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、原則18歳未満の子供に関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

児童相談所は、子供の健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

専門のスタッフがいます

児童福祉司、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・サービスにあたります。

このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で子供が家庭で生活できなくなったとき。
虐待など、子供の人権にかかわる問題があるとき。



障害相談

知的発達の遅れ、ことばの遅れ、肢体不自由などがあるとき。
愛の手帳（療育手帳）を取得したいとき。



非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。



育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



里親に関する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。



(詳しくは8ページ参照)

相談の方法

- 住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。(しおり裏面参照)
- 相談受付時間
月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00
なお、来所される前に、あらかじめ予約をしていただくことも可能です。
- 虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）も、緊急連絡（03-5937-2330）で対応しています。
- 相談内容は、すべて秘密を守ります。
- 相談は無料です。
- 189（児童相談所全国共通ダイヤル）による相談は、児童相談所につながります。



OSEKKAIくん

優しく温かく親子を見守り、気になる子供や不安を感じている保護者に優しく声をかける「OSEKKAI」。地域で「OSEKKAI」して頂くことを目指す、児童虐待防止に係る普及啓発のキャラクターです。

つぎのような援助があります

(1) 助言指導

受け付けた相談に対して、助言、指示、説得、情報提供など適切な方法で指導を行います。他機関の援助が必要な場合、医療、援助、訓練などを受けることができる専門機関をご紹介します。

(2) 継続的な援助

必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。

援助の中で、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリングなどを、個別またはグループで行うことがあります。

(3) 一時保護

緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。

一時保護には、一時保護所への入所と、養育家庭等への一時保護委託があります。

一時保護委託は、子供の年齢や状況により、養育家庭などでの保護が適当な場合等に行います。

(4) 里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供を里親家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育しています。

養育家庭	養子縁組を目的としないで、一定期間子供を養育する制度 なお、身近な地域での短期間の養育ニーズにこたえる養育家庭（短期条件付）やレスパイト・ケアの受け入れだけを行う養育家庭（レスパイト限定）も募集しています。
専門養育家庭	養子縁組を目的としないで、専門的ケアを必要とする子供を専門性を備えた養育家庭のもとで一定期間養育する制度
親族里親	両親の死亡等により養育ができないなどの一定の要件を満たす子供を、当該児童の扶養義務者及びその配偶者が養育する制度
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子供を養育する制度

子供を養育している里親さんが休養をとりたいときなどには、一時的に子供を預けることができるレスパイト・ケア制度を利用できます。

子供の養育に対しては、養育費等の一定の経費をお支払いいたします。

(5) 施設への入所

様々な事情により家庭で生活することができない子供を一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設などの児童福祉施設で預かります。

(6) メンタルフレンドの派遣

お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）を、家に閉じこもりがちなお兄さんのお姉さんの通所する児童相談所や家庭に派遣し、ふれあいの中でその子供の社会性や自立性を高めていくお手伝いをします。

(7) 愛の手帳の交付

知的障害の子供への援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国は療育手帳）を交付しています。愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。

児童相談センターでは

東京都は、平成25年2月に「東京都子供家庭総合センター」を開設しました。同センターには「東京都児童相談センター」「東京都教育相談センター」及び「警視庁新宿少年センター」という3つの相談機関が設置されています。

児童相談センターは、地域児童相談所としての役割の他に、中央児童相談所としての機能をもっており、地域児童相談所に対する様々な援助を行なうとともに、東京都全域を対象とする治療指導事業、電話相談事業などの各種事業や児童相談関係機関との連携の場の設置など、センター固有の事業を展開しています。

○ 3機関連携による子供・家庭への支援

上記3つの相談機関が連携し、児童虐待、不登校、非行など様々な問題を抱えている子供と家庭に対し、それぞれの相談機関がもつ専門性を活用して支援していきます。

○ 親子のサポートステーション（治療指導課）

親子のサポートステーション（治療指導課）では、様々な問題を抱えた子供や家族、関係機関に対して、治療指導課事業（治療指導事業、家族再統合事業、関係機関支援事業）を展開しています。

（1）治療指導事業

① 対象となる子供

学校や家庭で不適応を示し、情緒や行動面に悩みを持つ小中学生（例えば不登校、友達関係が築けない、多動・衝動性、低年齢の非行など）

家庭・地域で健全な成長が心配されている幼児

② 援助方法

生活療法、学習指導のほか、造形・音楽・体育・レクリエーションの各療法、必要に応じて心理療法、医療ケアなども組み合わせ、宿泊と通所の中で総合的な治療活動を行います。養育者への助言や専門的な働きかけも行います。

③ 利用期間

子供、保護者、担当職員と話し合って決めます。

児童養護施設等に入所している子供のアセスメントのための宿泊は、2週間程度を目安としています。

④ 利用手続き

利用希望については、お住まいの地域を担当する児童相談所にご相談ください。

（2）家族再統合のための援助事業

子供とその養育者（里親も含む）に、様々な心理療法（グループや個別）を行い、家族関係を再構築するお手伝いをします。

詳しくは、担当の児童福祉司までお問い合わせください。

名 称	内 容
おたまじゃくし	幼児、小学生を対象とした親子グループ心理療法
いいな	母親グループ心理療法
やっほー	父親グループ心理療法
親子宿泊	家族で宿泊体験

（3）関係機関支援事業

児童相談所が関係する諸機関（児童福祉施設、子供家庭支援センターなど）では、近年様々な情緒的問題を抱える子供の利用や相談が増えており、より高い専門性が求められるようになっていきます。それら機関の職員を対象にした実践的な研修会（臨床セミナーなど）の実施や、各種プログラムへの研修生の受入れを行っています。

また、スタッフが直接施設へ出向いての事例検討やペアレントトレーニング演習も行っています。

○ 電話相談事業

相談には専任相談員が対応しています。また匿名で受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。特に子育てをしているお母さんから多くの相談があります。

4152 (よいこに) 電話相談

TEL 03 (3366) 4152

☆相談内容：子供に関するさまざまな相談
(子育てに関する親からの悩み、子供本人からの悩み等)

☆相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

聴覚言語障害者用 FAX 03 (3366) 6036

児童虐待対策事業

(1) 通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日(年末年始を含む)にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。

平成16年より実施

(2) 児童虐待カウンセリング強化事業の実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等の医師を登録し、カウンセリングなどを実施しています。

平成13年より実施

(3) 家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設等に入所した子供について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取り組みを行い、施設等入所児童の早期家庭復帰の促進を図ります。

平成15年より実施

(4) 家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者に、家族合同でのグループ心理療法や、親のグループカウンセリング、家族カウンセリングなど様々な援助を行っています。

平成14年より実施

(5) 医療連携専門員の設置

虐待対応において、保健、医療面に関する相談、指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置しています。

平成24年より実施

(6) 協力弁護士・非常勤弁護士制度の実施

困難な虐待事例における法律上の問題に的確に対応するため、協力弁護士を登録し、平成16年からは各児童相談所に非常勤弁護士を配置しています。

平成13年より実施

(7) 協力医師制度の実施

虐待ケース等で法医学などを専門とする医師等にセカンドオピニオンなどを依頼するための協力医師を登録しています。

平成18年より実施

(8) スタッフの充実

各児童相談所における困難事例の支援等、相談対応体制の強化のために福祉及び心理の専門課長を配置しています。

平成20年より実施

地域・関係機関との連携

○ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童の適切な保護のための情報交換や支援内容に関する協議を行うために、東京都や区市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の構成員として、関係機関等との連携・協力を行っています。

○ 地区連絡協議会

この協議会は、児童委員・主任児童委員、学校、子供家庭支援センター、児童相談所が中心となり、関係機関の参加を得て、地域の子供の問題について情報交換及び協議等を行うことを目的としています。協議会は、原則として区市町村ごとに設置されています。

○ 地域支援体制の強化

児童相談所における地域支援体制を強化し、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロック（チーム）チーフは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、子供家庭支援センターをはじめ区市町村関係機関への支援を行います。また、地域に根ざした養育家庭の開拓・委託や社会的養護の場で生活する子供の家庭復帰支援についても、それぞれ担当者を配置して取り組んでいます。

一時保護

児童相談所は、子供の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子供の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、子供の一時保護を行います。

具体的には次のような場合に、一時保護を行います。（一時保護所は都内に7カ所あります）

○ 緊急保護

- ・ 迷子、置きりなど保護者が不明なとき。
- ・ 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子供が家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- ・ 保護者による虐待などの理由により、子供の安全を迅速に確保する必要があるとき。
- ・ 子供の心身の状況や養育環境などを把握する必要があるとき。

○ 行動観察

- ・ 非行、家庭内暴力、不登校などの子供を一時的に保護して、十分な行動観察を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。

○ 短期入所指導

- ・ 短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による支援が困難なとき。

（一時保護の期間）

- 原則2か月以内。ただし、引き続き保護の必要がある場合は、延長ができます。
- 2か月を超える一時保護が親権者の意に反する場合は、家庭裁判所の承認が必要となります。

（一時保護所の生活）

- おおむね2歳から18歳未満の子供が対象となります。
- 幼児（未就学児）と学齢児（小学生以上）に分かれ、日課により生活します。
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行います。
- 学齢児には、学習指導職員などにより子供の学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲の向上に努めています。
- 食事は、栄養のバランスはもちろん、子供の嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- 誕生会、外出行事、スポーツ大会、季節の催しを行っています。
- 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。

里親制度

様々な事情により家庭で生活することができない子供のために、里親制度を推進しています。子供が家庭的な環境の下で温かい愛情に包まれながら健やかに成長していけるよう、次の機関が相互に連携しています。

○ 児童相談所

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、子供の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行います。

養育家庭、養子縁組里親等の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域における養育家庭制度の推進に努めています。

○ 福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親担当

里親制度の普及啓発、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出、里親と子供のマッチング・交流に関する調整、里親会等関係機関の調整等、里親制度推進のための総合調整を行っています。

○ NPO法人 東京養育家庭の会

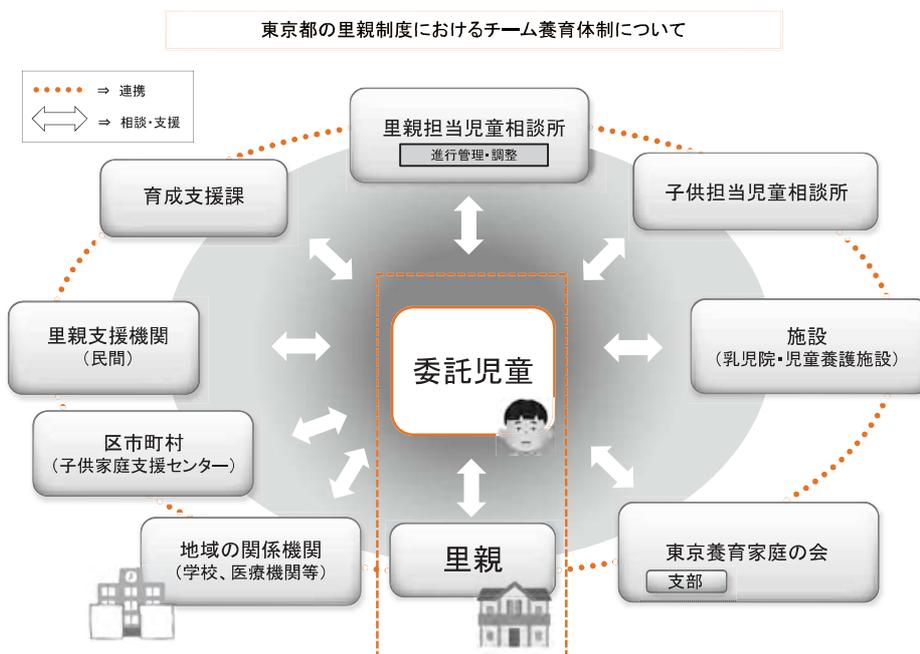
東京都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人です。東京都では、里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っています。

○ 里親支援機関事業

東京都では、民間団体のもつノウハウを活かして、里親制度の普及促進や里親への委託を一層推進するため、NPO法人等に事業委託し、各児童相談所に里親委託等推進員を配置するなどして、里親サロンの実施、里親の普及啓発、未委託家庭の訪問支援等を行っています。

○ 里親支援専門相談員

乳児院や児童養護施設に里親支援専門相談員を設置し、児童相談所などと連携して、子供を委託した後の里親宅への訪問、子供の自立支援等を行っています。



子供の権利擁護専門相談事業

子供たちからの幅広い相談をフリーダイヤルの電話（愛称「話してみなよ」東京子供ネット）で受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行います。また、24時間、子供たちが自由にメッセージを吹き込むことができるメッセージダイヤルを設置しています。吹き込まれたメッセージを電話で聴くこともできます。

○東京子供ネット電話相談（フリーダイヤル）

0120-874-374

※携帯電話からもかけられます。

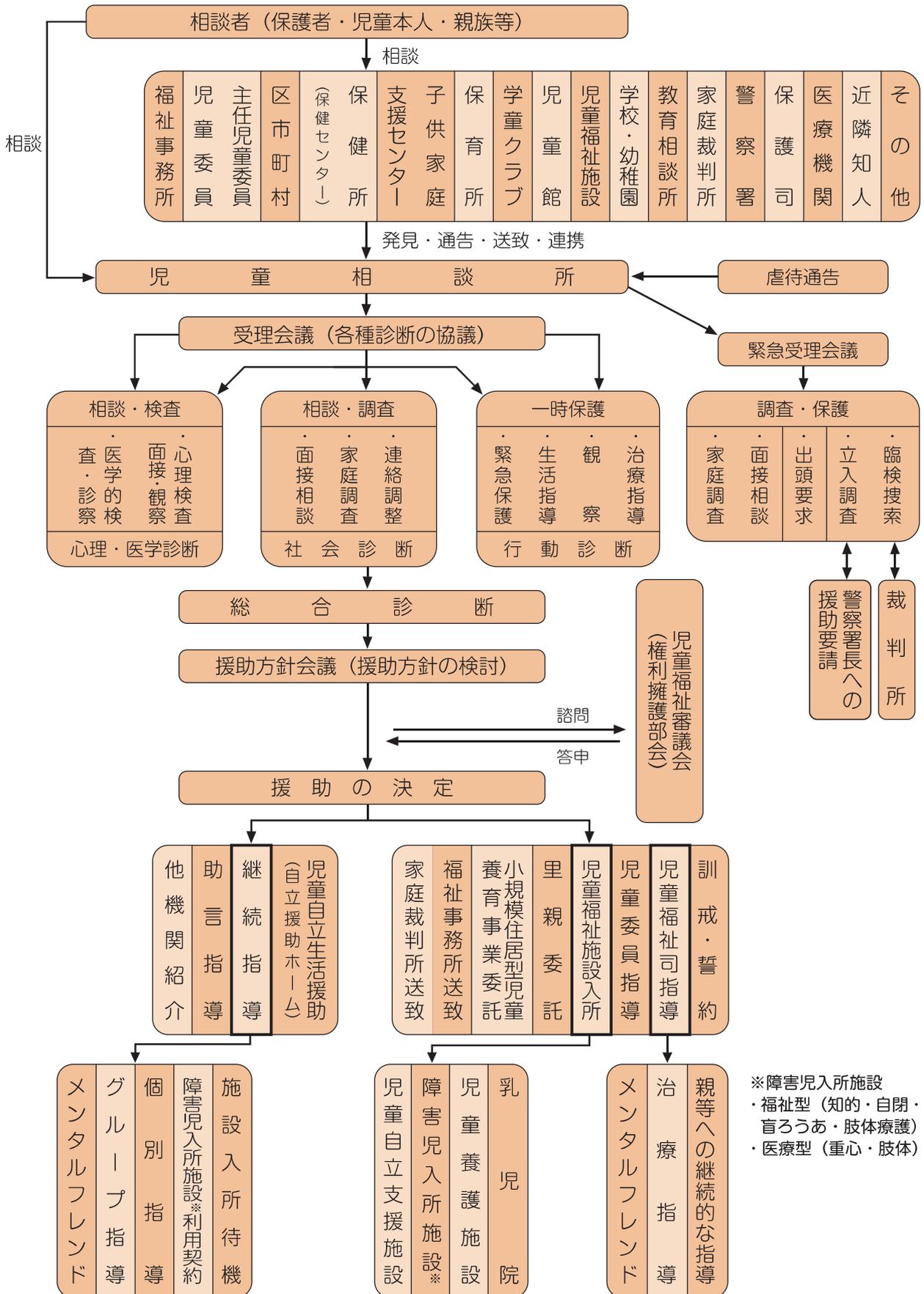
☆相談時間：月～金曜日 午前9時～午後9時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

☆相談内容：いじめ、体罰など子供の権利侵害について、誰でも相談できます。
名前は言わなくても大丈夫です。秘密は守ります。

○メッセージダイヤル（年中無休・フリーダイヤル）※携帯電話からもかけられます。

0120-874-376（メッセージを聴く・吹込） 0120-874-378（吹込専用）

児童相談の流れ



相談の種類

相談区分		内容
養護相談		虐待相談 養育困難（保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等）、 迷子に関する相談
保健相談		一般的健康管理に関する相談（乳児、早産児等）
障害相談		知的障害相談（愛の手帳の相談含む）、ことばの遅れ相談、肢体不 自由相談、重症心身障害相談などの障害に関する相談
非 行 相 談	ぐ犯行為等相談	虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等 のぐ犯行為 ^{※1} 、問題行動のある子供、警察署からぐ犯少年として 通告のあった子供等に関する相談
	触法行為等相談	触法行為 ^{※2} があったとして警察署から法第25条通告及び少年法 第6条の6により送致のあった子供、犯罪少年 ^{※3} に関して家庭裁 判所から送致のあった子供等に関する相談
育 成 相 談	不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校（園）できない、していない状態に ある子供に関する相談
	性格行動相談	友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙 ^{※4} 、家庭内暴力、 生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子供に関 する相談
	しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談	学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談 （家庭環境）	ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等 によると思われる子供に関する相談
その他の相談		措置変更、在所期間延長に関する相談等
里親に関する相談		養育家庭、養子縁組里親、専門養育家庭、親族里親としての養育 を希望する方からの相談

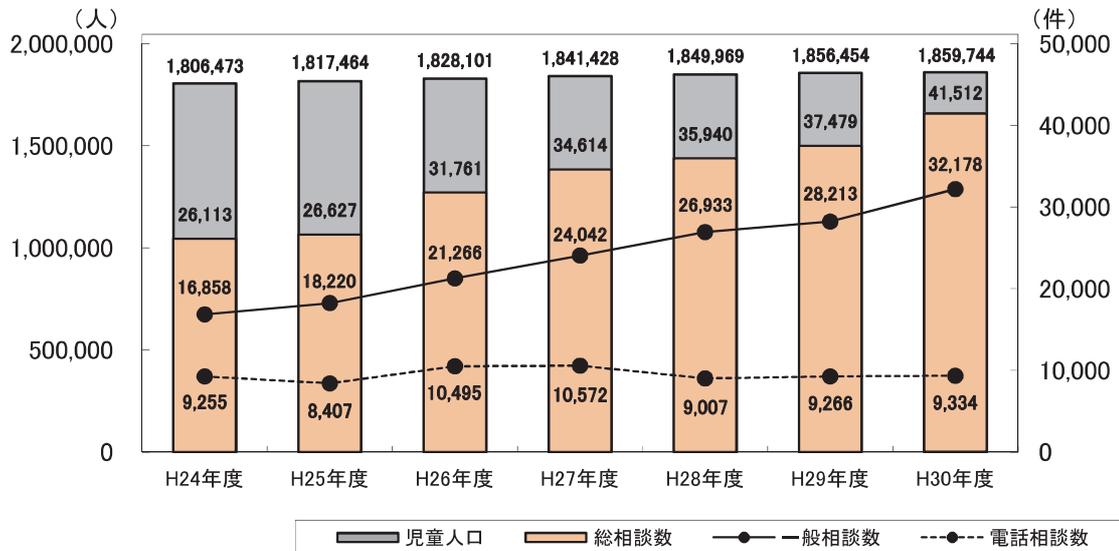
※1 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。

※2 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。

※3 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。

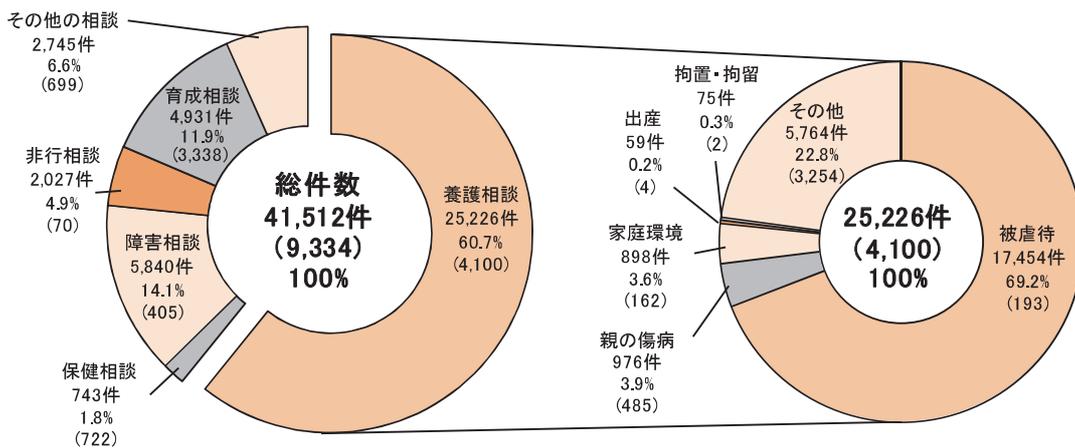
※4 緘黙（かんもく）：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

東京都の児童人口、児童相談所の相談件数の推移



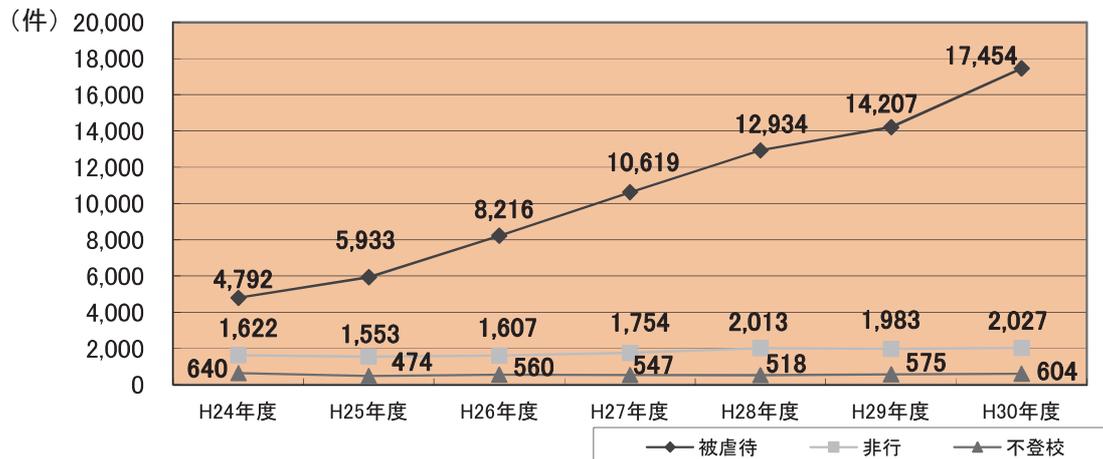
※児童人口:「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」都総務局統計部人口統計課(各年度1月1日現在)

平成 30 年度東京都児童相談所相談別受理状況

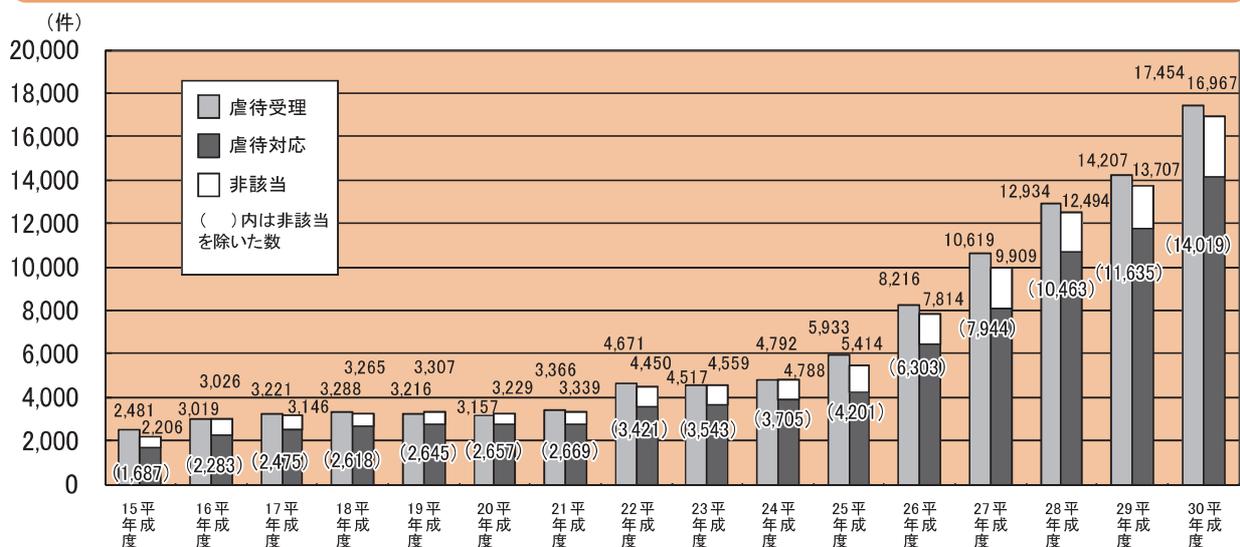


※()内は電話相談件数の再掲

被虐待・非行・不登校の相談受理状況



虐待に関する相談対応状況



1. 経路別対応状況 (件、下段は%)

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校等	その他	計
28年度	1,010 (8.1)	103 (0.8)	2,980 (23.8)	145 (1.2)	16 (0.1)	644 (5.2)	12 (0.1)	18 (0.1)	257 (2.1)	64 (0.5)	4,713 (37.7)	459 (3.7)	2,073 (16.6)	12,494 (100.0)
29年度	1,245 (9.1)	97 (0.7)	2,993 (21.8)	192 (1.4)	14 (0.1)	578 (4.2)	8 (0.1)	7 (0.1)	286 (2.1)	49 (0.3)	5,735 (41.8)	452 (3.3)	2,051 (15.0)	13,707 (100.0)
30年度	1,491 (8.8%)	123 (0.7%)	3,942 (23.2%)	207 (1.2%)	13 (0.1%)	615 (3.6%)	17 (0.1%)	8 (0.1%)	312 (1.9%)	65 (0.4%)	6,975 (41.1%)	549 (3.2%)	2,650 (15.6%)	16,967 (100.0%)

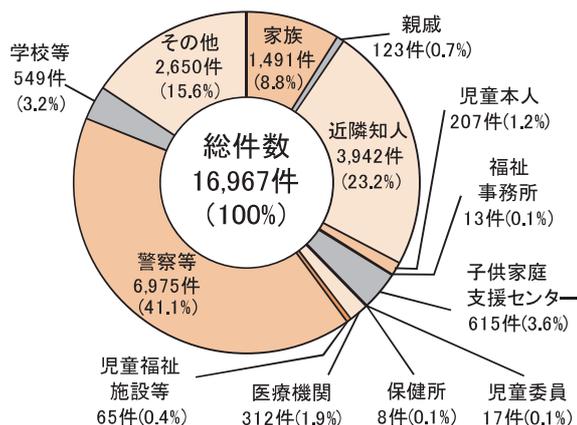
2. 虐待内容別相談対応状況 (件、()内は%)

内容年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	非該当
28年度	2,587 (24.7)	88 (0.9)	5,750 (55.0)	2,038 (19.4)	10,463 (100.0)	2,031
29年度	2,810 (24.2)	87 (0.7)	6,849 (58.9)	1,889 (16.2)	11,635 (100.0)	2,072
30年度	3,345 (23.9)	119 (0.8)	8,394 (59.9)	2,161 (15.4)	14,019 (100.0)	2,948

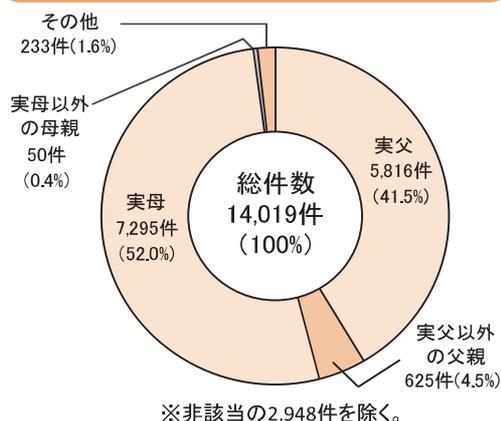
3. 年齢別相談対応状況 (件、()内は%)

内容年度	0~3歳未満	3~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	計
28年度	1,924 (18.4)	1,976 (18.9)	3,879 (37.1)	1,656 (15.8)	1,028 (9.8)	10,463 (100.0)
29年度	2,387 (20.5)	2,230 (19.2)	4,072 (35.0)	1,760 (15.1)	1,186 (10.2)	11,635 (100.0)
30年度	2,839 (20.2)	2,740 (19.5)	4,975 (35.5)	2,097 (15.0)	1,368 (9.8)	14,019 (100.0)

虐待相談の経路



虐待をしている人





児童相談所のごあんない



児童相談所名	所在地	電話	担当地域	最寄駅
児童相談センター	〒169-0074 新宿区北新宿 4-6-1	03 (5937) 2311	練馬区、小笠原支庁	JR 高田馬場駅から都バス 小滝橋下車 JR 大久保駅及び東中野駅、 新宿西口から関東バス小 滝橋車庫前下車 地下鉄東西線落合駅
		03 (5937) 2314	渋谷区、文京区、台東区、 豊島区、大島支庁	
		03 (5937) 2317	新宿区、中央区、港区、 千代田区、八丈・三宅支庁	
		FAX 共通 03 (3366) 6036		
北児童相談所	〒114-0002 北区王子 6-1-12	03 (3913) 5421 FAX 03 (3913) 9048	北区、荒川区、板橋区	JR 王子駅、地下鉄南北線 王子神谷駅
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川 3-7-21	03 (3474) 5442 FAX 03 (3474) 5596	品川区、目黒区、大田区	京浜急行線新馬場駅
立川児童相談所	〒190-0012 立川市曙町 3-10-19	042 (523) 1321 FAX 042 (526) 0150	立川市、青梅市、昭島市、 国立市、福生市、 あきる野市、羽村市、 瑞穂町、日の出町、 檜原村、奥多摩町	JR 立川駅から立川バス北 口 12 番線北町下車、又は JR 西国立駅
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪 4-23-6	03 (5370) 6001 FAX 03 (5370) 6005	杉並区、中野区、 武蔵野市、三鷹市	JR 又は地下鉄丸ノ内線荻 窪駅
江東児童相談所	〒135-0051 江東区枝川 3-6-9	03 (3640) 5432 FAX 03 (3640) 5466	墨田区、江東区、 江戸川区	JR 潮見駅 地下鉄東西線木場駅及び 有楽町線豊洲駅から都バ ス枝川二丁目下車
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042 (467) 3711 FAX 042 (467) 5241	小平市、小金井市、 東村山市、国分寺市、 西東京市、東大和市、 清瀬市、東久留米市、 武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町 3-17-30	042 (624) 1141 FAX 042 (624) 3865	八王子市、町田市、 日野市	JR 西八王子駅
足立児童相談所	〒123-0872 足立区江北 3-8-12	03 (3854) 1181 FAX 03 (3890) 3689	足立区、葛飾区	日暮里・舎人ライナー江 北駅、又は東武伊勢崎線 西新井駅から都バス荒川 土手下車
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪 2-6	042 (372) 5600 FAX 042 (373) 6200	多摩市、府中市、 調布市、稲城市	京王相模原線京王永山駅、 又は小田急多摩線小田急 永山駅
世田谷児童相談所	〒156-0054 世田谷区桜丘 5-28-12	03 (5477) 6301 FAX 03 (5477) 6300	世田谷区、狛江市	小田急線千歳船橋駅

相談窓口

	児童相談所	よいこに電話相談室	子供の権利擁護専門相談事業 (東京子供ネット)	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待相談窓口)
電話番号	各児童相談所の電話番号 (上記参照)	よいこに 03-3366-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3366-6036	0120-874-374	0120-481-479
相談 受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (上記以外の時間帯については、 児童相談所全国共通ダイヤル189で対応) 関係機関の方や、現在都内の児童相談 所にご相談中の方で、緊急の場合は、 緊急連絡03-5937-2330で対応 (平日夜間(午後5時45分以降)、 土・日曜日、祝日(年末年始を含む))	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)	(相談時間) 月曜日～金曜日 午前9時～午後9時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く) ※ いじめ、体罰、虐待な どの権利侵害について 相談できます。	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (12月29日～ 1月3日を除く)

児童相談センター・児童相談所ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/index.html>
 児童相談所のおしりー 2019 年(令和元年) -
 令和元年7月発行

登録番号 31 (4)

編集・発行 東京都児童相談センター
 〒169-0074 東京都新宿区北新宿 4-6-1
 電 話 03 (5937) 2305
 F a x 03 (3366) 6034
 印 刷 東京都同胞援護会事務局



古紙配合率70%再生紙を使用しています



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。